

岩手県ひとり親家庭等自立促進計画 (2020~2024)

(中間案)

令和 2 年 月
岩 手 県

目 次

第1 はじめに

1	計画策定の背景	1
2	計画の目的	1
3	計画の位置付け	2
4	計画期間	2

第2 ひとり親家庭の現状

1	ひとり親世帯等実態調査結果（平成30年12月実施）	3
2	岩手県子どもの生活実態調査結果（平成30年8月実施）	15
3	第三次計画の取組状況	39

第3 推進方策

1	相談機能の充実	49
2	就業支援対策の充実	52
3	子育て支援・生活環境の整備、子どもへの支援の充実	56
4	養育費確保の促進	59
5	経済的支援の充実	61
6	被災遺児の家庭の支援の充実	64

第4 計画を推進するための役割分担と連携等

1	国、県、市町村の役割分担と連携による支援	67
2	民間との役割分担による支援	68
3	計画の進捗状況の公表及び見直し	68

資料編

○	岩手県子ども子育て会議条例	69
○	岩手県子ども・子育て会議ひとり親家庭等自立促進計画策定部会委員・オブザーバー	70
○	検討経過	70
○	パブリック・コメントの実施結果	71

第1 はじめに

1 計画策定の背景

岩手県のひとり親家庭（※1）の世帯数は、平成25年に過去最高を記録しましたが、平成30年調査では、平成25年から1,040世帯減少し、12,506世帯となっています。

県では、これまで、母子家庭（※2）、父子家庭（※3）及び寡婦（※4）世帯のひとり親家庭等（※5）が自立して、いきいきと健やかに安定した生活を送ることができるよう、平成17年3月に「岩手県母子家庭等自立促進計画」を、平成22年3月に「岩手県ひとり親家庭等自立促進計画」を、平成27年3月には、第三次計画である「岩手県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、ひとり親家庭等に対する総合的・計画的な支援に取り組んできました。

しかし、平成30年度に実施した「岩手県ひとり親世帯等実態調査（※6）」や「岩手県子どもの生活実態調査（※7）」では、ひとり親家庭において、就労状況が不安定なため、収入の低い世帯が多く、子どもの進路にも影響を与えるなど、依然として厳しい状況にあることなどが浮き彫りとなりました。

県では、これらの調査の分析結果を踏まえて必要な施策を盛り込み、今回、第四次計画となる「岩手県ひとり親家庭等自立促進計画（2020～2024）」を策定するものです。

2 計画の目的

ひとり親家庭等の親が仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できる地域社会の実現を目指します。

-
- ※1 ひとり親家庭：母子家庭及び父子家庭のこと。
 - ※2 母子家庭：死別・離婚等により配偶者のない女子が20歳未満の児童を扶養している家庭のこと。
 - ※3 父子家庭：死別・離婚等により配偶者のない男子が20歳未満の児童を扶養している家庭のこと。
 - ※4 寡婦：配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母として20歳未満の児童を扶養していたことのある者を指します。
 - ※5 ひとり親家庭等：母子家庭、父子家庭及び寡婦世帯のこと。
 - ※6 岩手県ひとり親世帯等実態調査：次期「岩手県ひとり親家庭等自立促進計画」の策定に当たり、母子世帯、父子世帯、養育者世帯及び寡婦世帯の生活実態を把握し、具体的な施策の検討を行うため、県内の母子世帯等2,000世帯を対象に平成30年8月1日時点の状況について調査を実施しました。
 - ※7 岩手県子どもの生活実態調査：次期「いわての子どもの貧困対策推進計画」の策定に当たり、子どもの生活実態を把握し、具体的な施策の検討を行うため、小学5年生、中学2年生の全ての児童生徒及びその保護者41,176人、就学援助世帯の全ての保護者7,748人を対象に平成30年8月に実施しました。

3 計画の位置付け

(1) 計画の位置付け

この計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づき、国の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に即して策定する自立促進計画です。

(2) いわて子どもプラン（2020～2024）との関係

本計画は、いわて子どもプラン（2020～2024）（※1）の個別計画に位置付け、プランの目指す姿及び推進する施策を踏まえ、一体的に推進します。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
いわて子どもプラン					いわて子どもプラン（2020～2024） 【マスタープラン】（※1）				
いわての子どもの貧困対策推進計画					岩手県子どもの幸せ応援計画（2020～2024） 【個別計画】（※2）				
岩手県子ども・子育て支援事業支援計画					岩手県子ども・子育て支援事業支援計画（2020～2024） 【個別計画】（※3）				
岩手県ひとり親家庭等自立促進計画（第3次計画）					岩手県ひとり親家庭等自立促進計画（2020～2024） 【個別計画】				
岩手県家庭的養護推進計画					岩手県社会的養育推進計画（2020～2029） 【個別計画】（※4）				
児童虐待防止アクションプラン（2016～2020） 【個別計画】					次期岩手県児童虐待防止アクションプラン（※5）				

4 計画期間

この計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

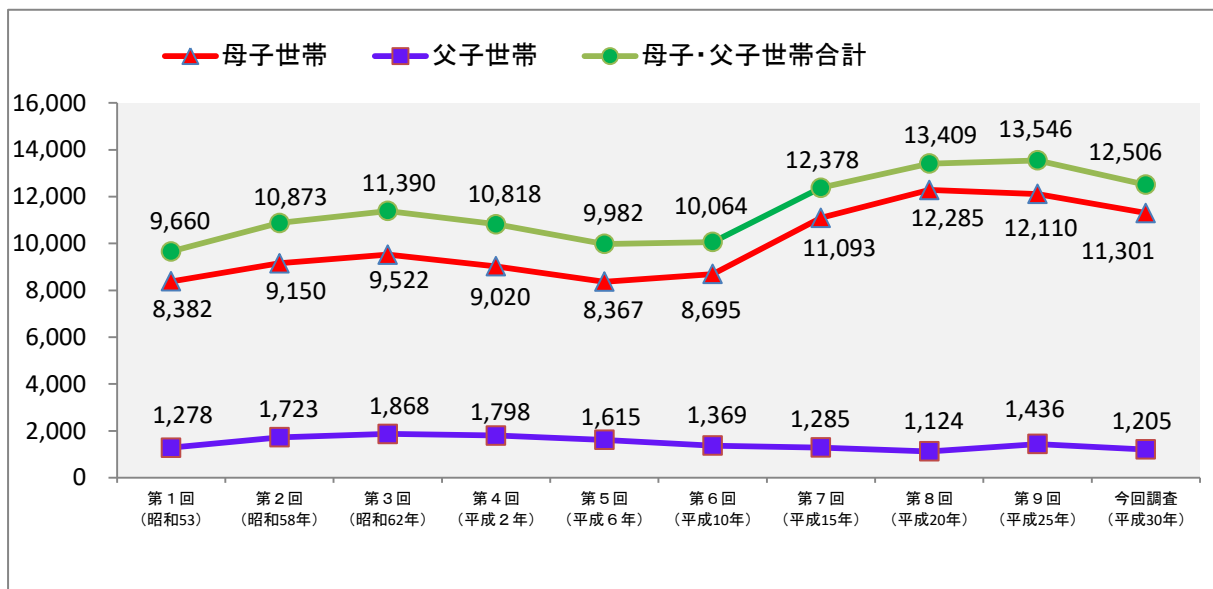
-
- ※1 いわて子どもプラン（2020～2024）：いわての子どもの健やかに育む条例第11条に基づき、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「子ども・子育て支援に関する基本的な計画」として、県議会の議決を経て策定する計画のこと。
 - ※2 岩手県子どもの幸せ応援計画（2020～2024）（仮称）：子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づき、国の大綱を勘案して、子どもの貧困対策に係る施策について定める計画のこと。
 - ※3 岩手県子ども・子育て支援事業支援計画（2020～2024）：子ども・子育て支援法第62条に基づき、国の基本方針に即して保育所の利用定員の確保等について定める計画のこと。
 - ※4 岩手県社会的養育推進計画（2020～2024）：国の通知に基づき、社会的養育を必要とする子どもたちを、家庭的環境のもとで養育するための取組や、自立に向けた支援の取組などを推進するための施策について定める計画のこと。
 - ※5 児童虐待防止アクションプラン：県民、県、市町村、児童福祉関係機関・施設等が緊密な連携のもと、虐待の発生予防から早期発見・早期対応、再発防止に至るまでの切れ目のない施策や活動の推進を目的に、関係機関等が担うべき役割と具体的な取組を明らかにし、実践するため県の行動計画のこと。

第2 ひとり親家庭の現状

1 ひとり親世帯等実態調査結果（平成30年12月実施）

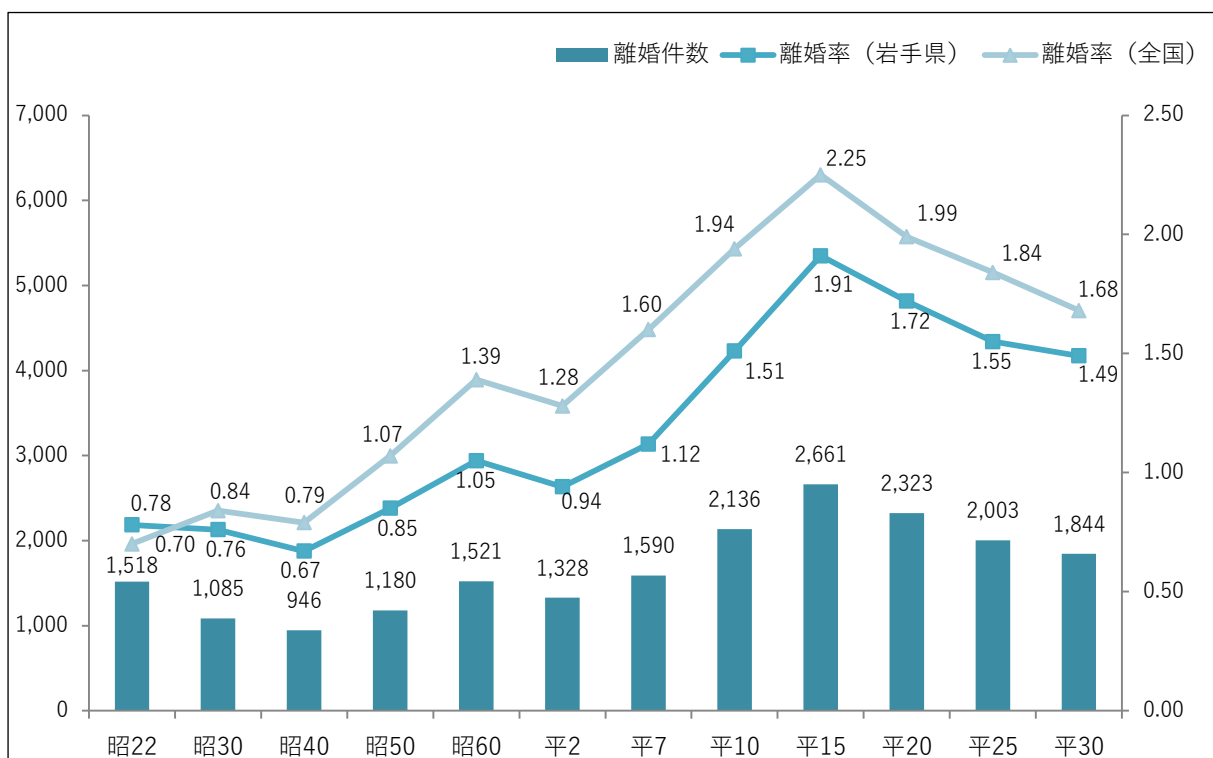
(1) 母子家庭・父子家庭の世帯数の推移

平成25年の調査に比べ、母子家庭・父子家庭ともに若干減少しています。



【下表】岩手県における離婚件数等の推移（資料：人口動態統計）

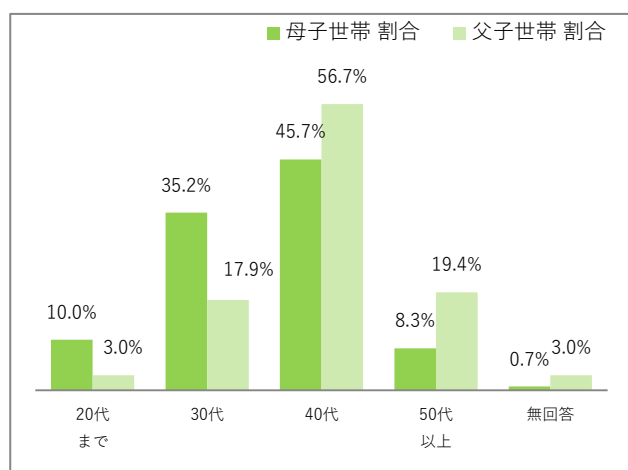
- ・ 離婚件数は、全国では平成14年、本県では平成15年に過去最高となりましたが、以降は減少傾向にあります。
- ・ 本県の離婚率(人口千対)は、平成30年の速報値では1.49であり、全国の1.68を下回っています。



(2) 親の年齢

親の年齢は、母子家庭・父子家庭ともに「40代」が最も多くなっています。

	母子世帯		父子世帯	
	世帯数	割合	世帯数	割合
20代 まで	54	10.0%	2	3.0%
30代	190	35.2%	12	17.9%
40代	247	45.7%	38	56.7%
50代 以上	45	8.3%	13	19.4%
無回答	4	0.7%	2	3.0%
合 計	540	100.0%	67	100.0%



(3) 子どもの数

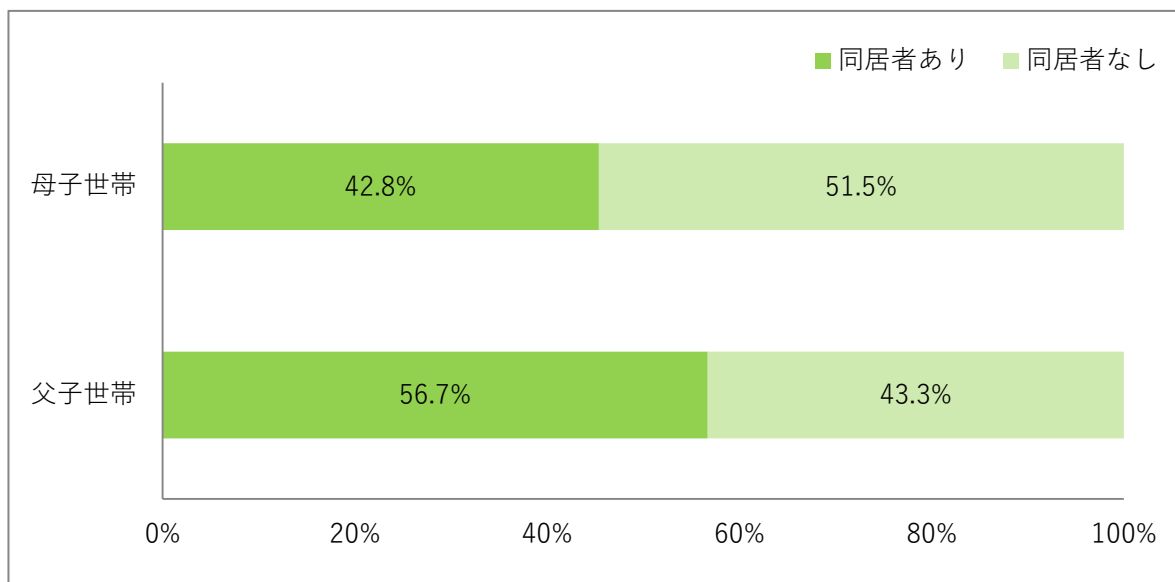
子どもの数は、母子家庭・父子家庭ともに「1人」の割合が最も多く、年齢（在学）別にみると、母子家庭・父子家庭ともに「小学生」の割合が最も多くなっています。

区 分		子どもの数別（世帯数）									総計
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	無回答	
母子世帯	世帯数	307	175	45	5	3	0	0	0	5	540
	割合	56.9%	32.4%	8.3%	0.9%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%	100.0%
父子世帯	世帯数	32	29	4	2	0	0	0	0	0	67
	割合	47.8%	43.3%	6.0%	3.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

区 分		就学・就労状況別（子ども数）											
		就学前	小学校	中学校	高校	高等 専門 学校	短大	大学	専門 ・ 各種	就労	その他	無回答	総計
母子世帯	人数	140	289	162	186	3	2	13	11	14	7	5	832
	割合	16.8%	34.7%	19.5%	22.4%	0.4%	0.2%	1.6%	1.3%	1.7%	0.8%	0.6%	100.0%
父子世帯	人数	7	34	22	32	0	1	2	3	4	1	4	110
	割合	6.4%	30.9%	20.0%	29.1%	0.0%	0.9%	1.8%	2.7%	3.6%	0.9%	3.6%	100.0%

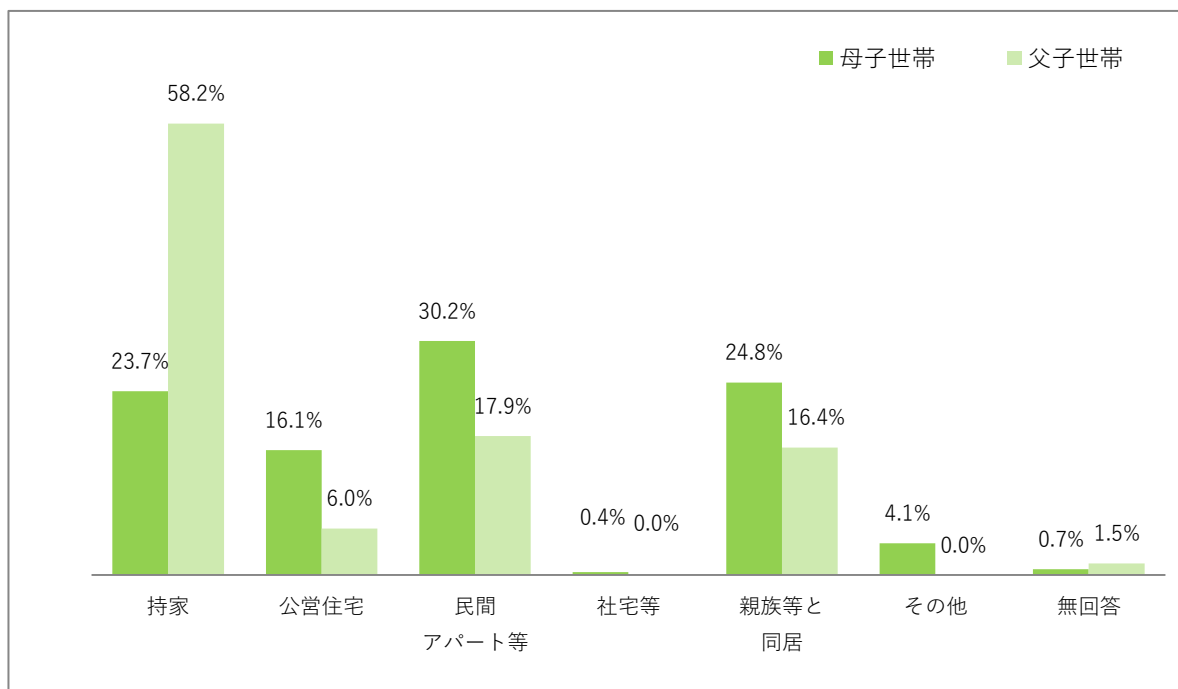
(4) 同居者の状況

母子家庭は、「同居者なし」が51.5%、父子家庭は、「同居者あり」が56.7%となっています。



(5) 住居の状況

母子家庭は、「民間アパート等」が30.2%、父子家庭は、「持家」が58.2%となっています。

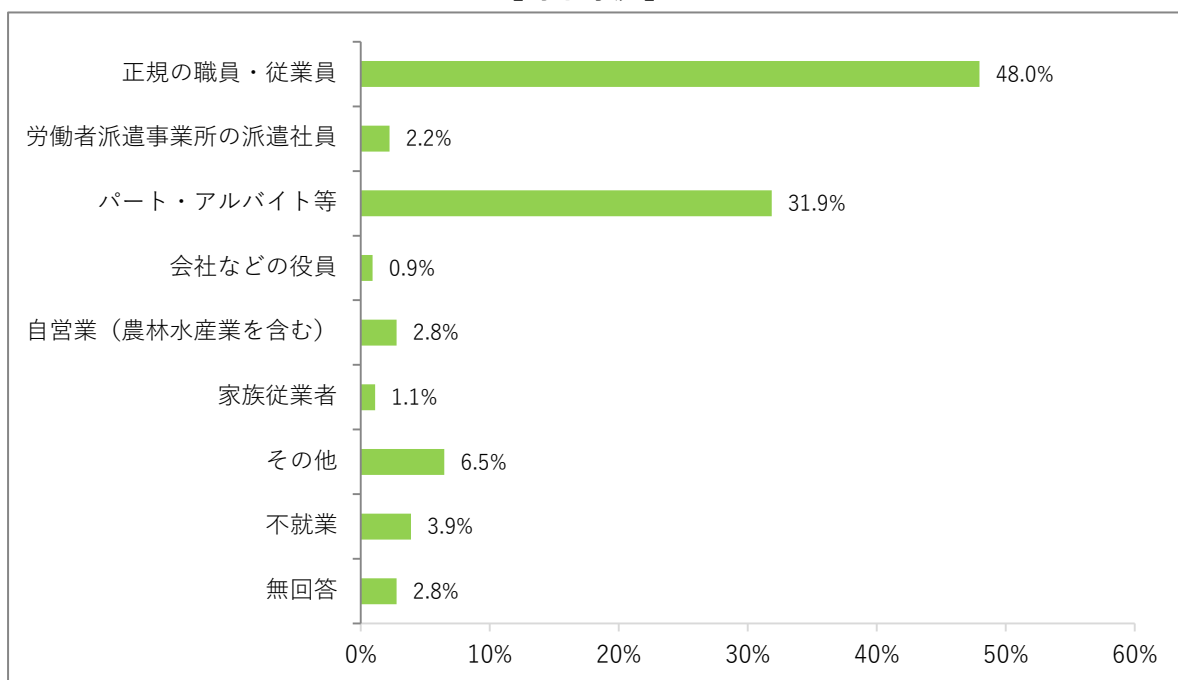


(6) 就労の状況

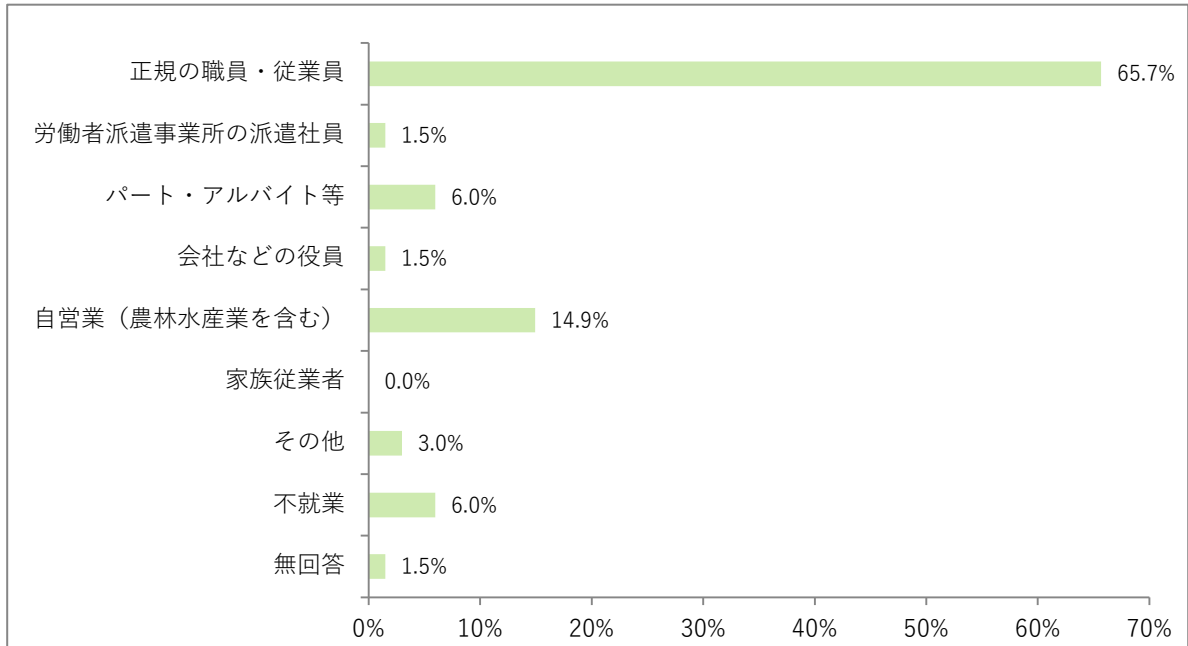
母子家庭は、「正規の職員・従業員」が48.0%、「パート・アルバイト等」が31.9%となっています。

父子家庭は、「正規の職員・従業員」が65.7%、「自営業」が14.9%となっています。

【母子家庭】



【父子家庭】

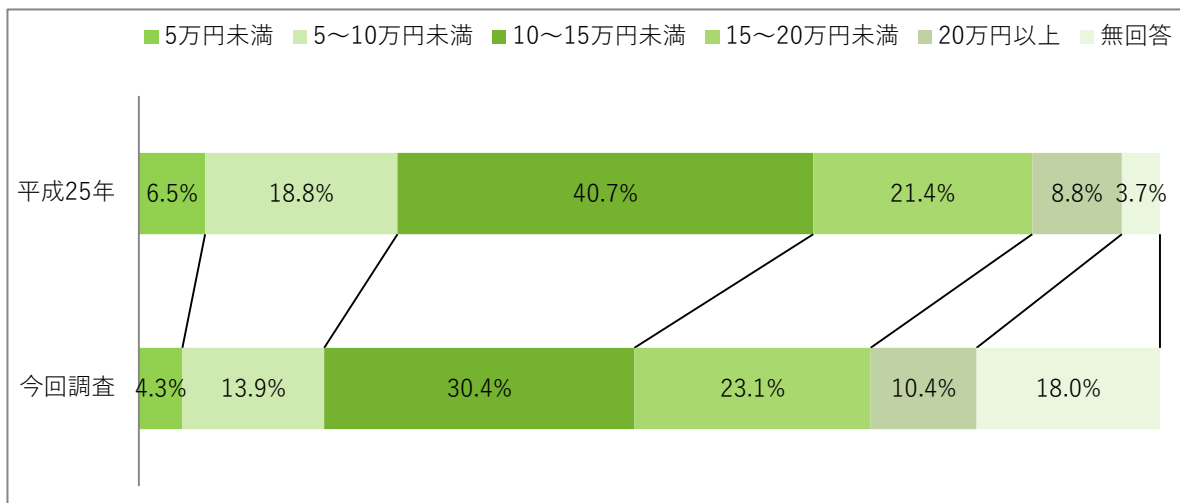


(7) 就労収入の状況

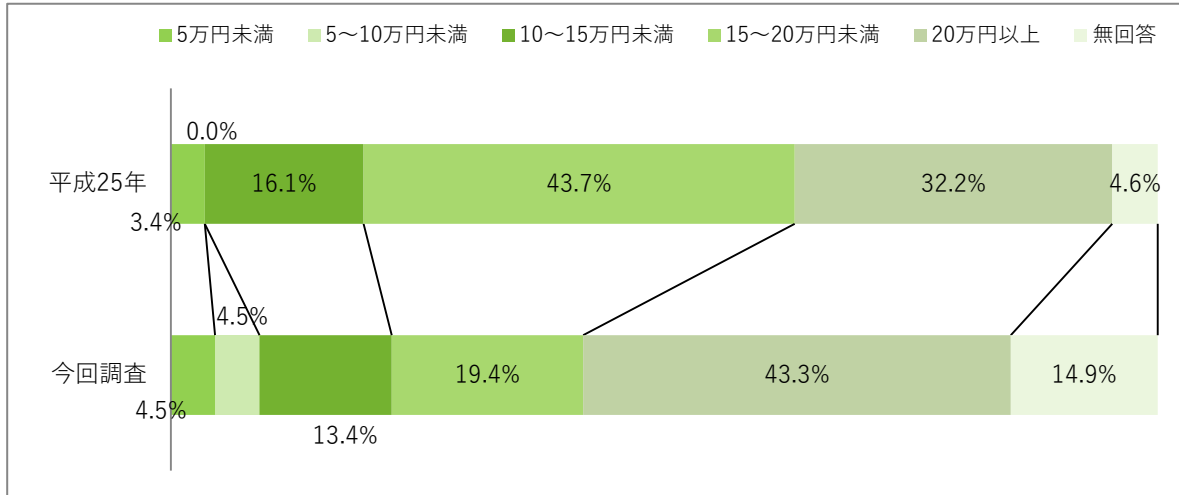
母子家庭の母の月平均就労収入は、平成25年調査と比較して、「20万円以上」が1.7%増加して23.1%となっています。

父子家庭の父の月平均就労収入は、平成25年調査と比較して、「20万円以上」が11.1%増加し43.3%となっています。

【母子家庭】

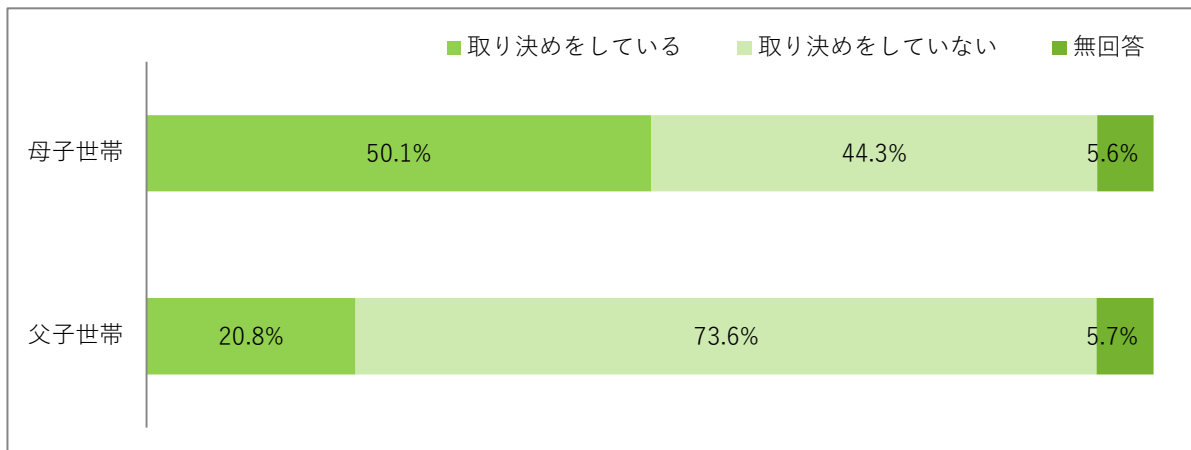


【父子家庭】



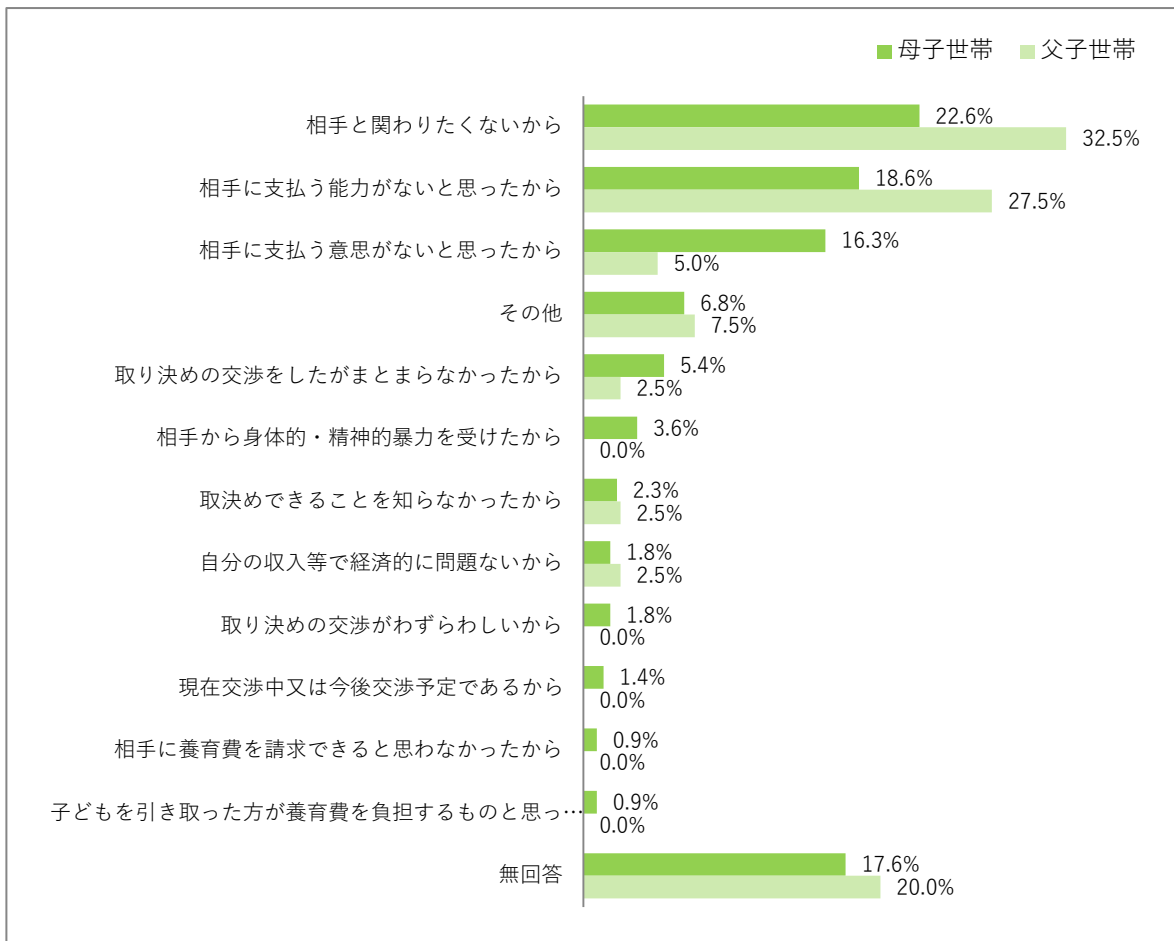
(8) 養育費の取り決め状況

母子家庭は、「取り決めをしている」が50.1%、父子家庭は、「取り決めをしていない」が73.6%となっています。



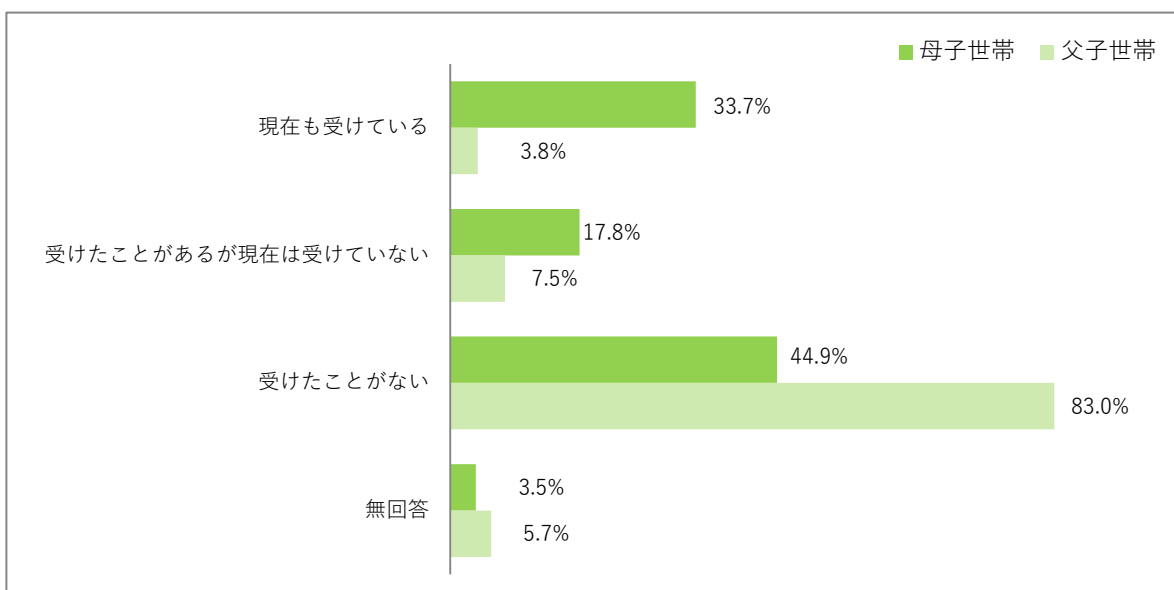
(9) 養育費の取り決めをしていない理由

母子家庭・父子家庭ともに、「相手と関わりたくないから」、「相手に支払う能力がないと思ったから」の順になっています。



(10) 養育費の受給状況

養育費を現在も受けているのは、母子家庭が 33.7%、父子家庭が 3.8%となっています。

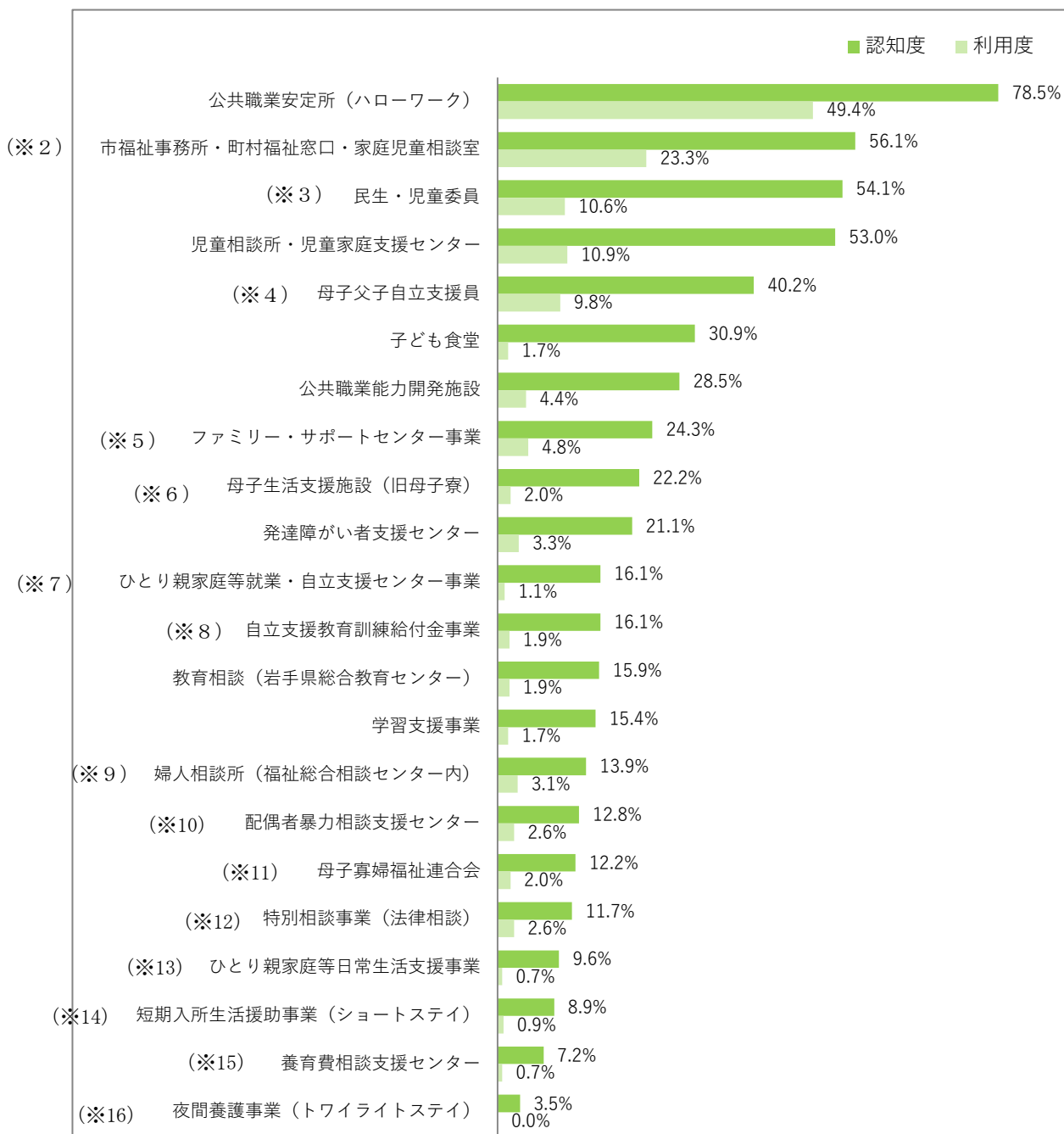


(11) 福祉制度関係の認知度・利用度

母子家庭では、「公共職業安定所（ハローワーク）」の認知度が78.5%、利用度が49.4%と最も高くなっています。

一方、「ひとり親家庭等日常生活支援事業（※1）」など、福祉・子育て支援サービスの認知度・利用度は低くなっています。

【母子家庭】

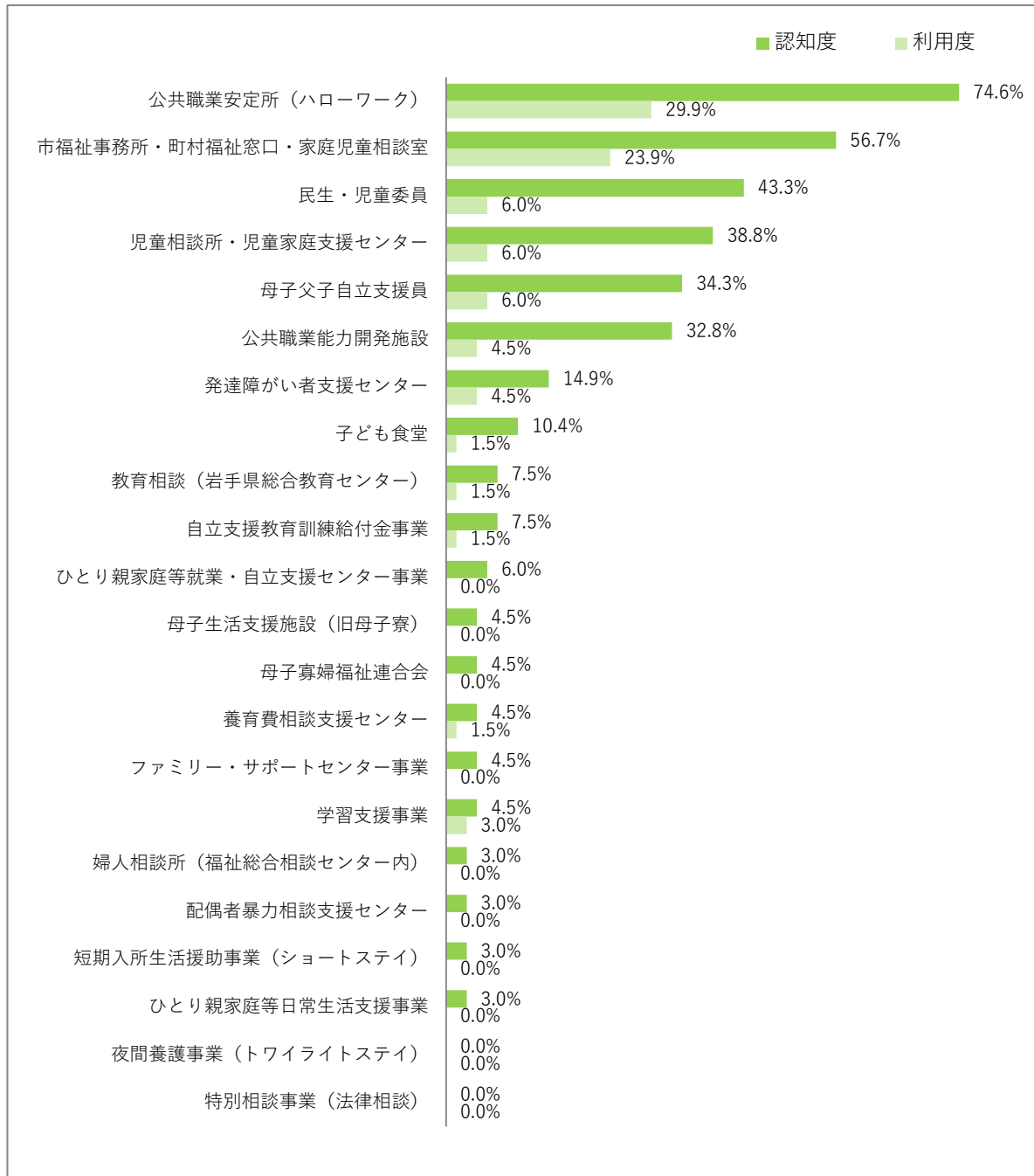


- ※1 ひとり親家庭等日常生活支援事業：ひとり親家庭等が、一時的な事情により、生活環境が激変し、日常生活を営むことが困難になったときに、家庭生活支援員を派遣し、生活援助、保育サービスを提供する事業のこと。
- ※2 家庭児童相談室：家庭における適切な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、都道府県や市町村が設置する福祉事務所に設置されています。
- ※3 民生委員・児童委員：民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めており、児童委員を兼ねています。また、児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。
- ※4 母子父子自立支援員：ひとり親家庭等の福祉増進のため、身上相談に応じ、その自立に必要な指導を行います。
- ※5 ファミリー・サポートセンター事業：地域において育児等の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児等について助け合う会員組織で、子どもの預かりや保育施設までの送迎等を行っています。
- ※6 母子生活支援施設：配偶者と死別又は離別した女性又はこれに準ずる事情にある女性であって、経済的な理由や住居がない等の事情のため児童の監護が十分果たし得ない方を入居させ保護するとともに、これらの方の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設のこと。
- ※7 ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業：ひとり親家庭の親等の就業相談や養育費相談に応じているほか、就職に有用な技能を習得する講習会を行っています。
- ※8 自立支援教育訓練給付事業：ひとり親家庭の親が、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座を受講する場合、その受講料の一部を助成するものです。
- ※9 婦人相談所：売春を行うおそれのある要保護女子や配偶者からの暴力被害女性について必要な相談や入所保護等を行うほか、離婚や経済問題など、女性からの様々な相談に応じています。
- ※10 配偶者暴力相談支援センター：「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、被害者からの相談や保護、自立のための支援などの業務を行っています。
- ※11 母子寡婦福祉連合会：配偶者のない女子で現に児童を扶養している者等の福祉を増進することを目的として設立された民間の自主団体のこと。
- ※12 特別相談事業：ひとり親家庭等が日常生活上抱えている諸問題について、弁護士による法律相談を行っています。
- ※13 ひとり親家庭等日常生活支援事業：ひとり親家庭及び寡婦の方が、一時的な事情により、生活環境が激変し、日常生活を営むことが困難になったときに、家庭生活支援員を派遣し、生活援助や保育サービスを提供しています。
- ※14 短期入所生活援助事業：保護者の疾病、冠婚葬祭、事故、出張、看護及び学校などの公的行事への参加等に対応し、一時的に児童の養育・保護を行います。
- ※15 養育費相談支援センター：専門の相談員が随時相談を受け付け、生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、養育費の取り決めなどに関する相談を行っています。本県では、岩手県ひとり親家庭等就業・自立支援センターに相談員が配置されています。
- ※16 夜間養護事業：保護者が仕事、その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭において、児童を養育することが困難となった場合、その他緊急の場合において、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行います。

父子家庭では、「公共職業安定所（ハローワーク）」の認知度が74.6%、利用度が29.9%と最も高くなっています。

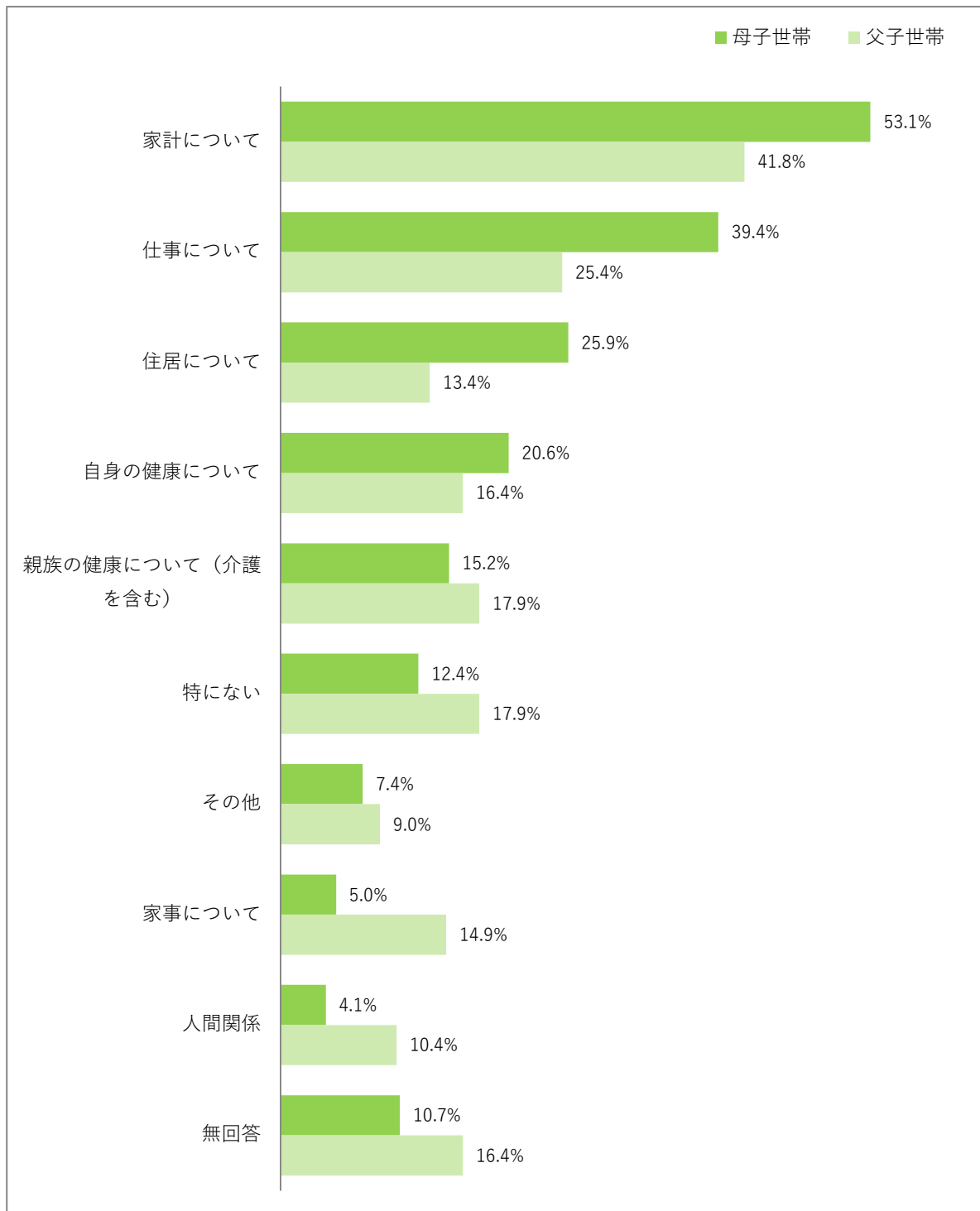
一方、母子家庭と同様に、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」などの福祉・子育て支援サービスの認知度・利用度が低くなっています。

【父子家庭】



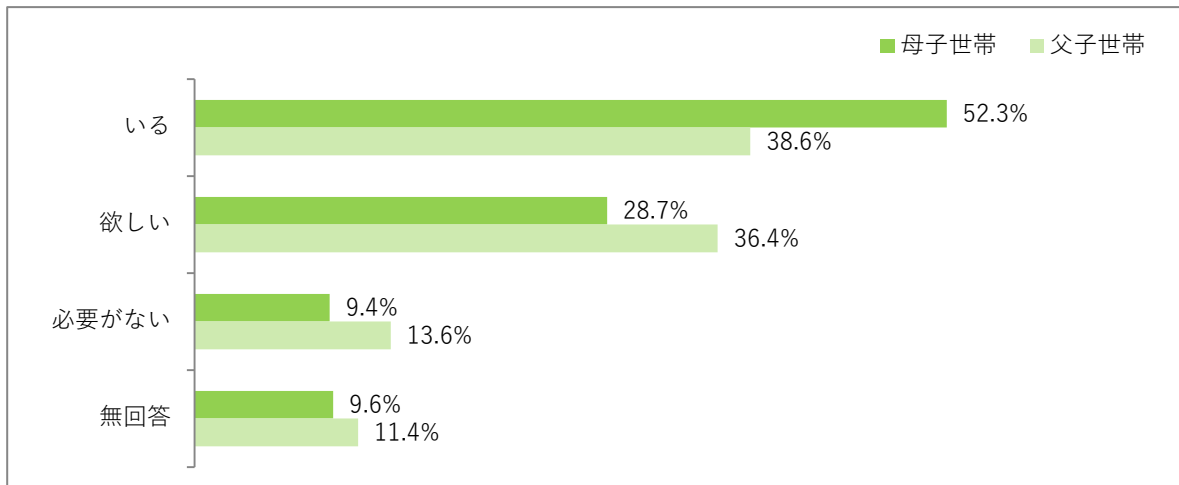
(12) 困っていること

母子家庭・父子家庭ともに、「家計について」、「仕事について」の順に多くなっています。



(13) 相談相手

母子家庭では、「いる」が52.3%、父子家庭では、「いる」が38.6%となっています。



2 岩手県子どもの生活実態調査結果（平成30年8月実施）

(1) 調査の概要

- ・ 本計画の策定に当たり、子どもの生活実態等を踏まえた具体的な取組等の検討を行うため、小学5年生・中学2年生の児童生徒及びその保護者、就学援助制度利用世帯等の保護者に対し、平成30年度に全数調査を行いました。
- ・ 併せて、小学1年生から中学3年生までの全ての保護者に対し、自由記載による支援ニーズ調査を行いました。

	子どもの生活実態調査			就学援助制度 利用世帯等調 査	支援ニーズ調 査
	計	小学5年生	中学2年生		
調査時期	平成30年8月20日調査票一斉配付				平成30年8月 20日～12月末
調査方法	無記名式全数調査（学校配付・回収）				記名式全数調 査（学校配付、 個別返送）
調査対象者	小学5年生、中学2年生の児童生徒及びその 保護者全て			就学援助制度 利用世帯等 の保護者全て	小学1年生～ 中学3年生の 保護者全て
調査対象者数	41,176人	20,222人	20,954人	7,748人	91,836人
回答数	36,491人 保護者18,199人 子18,292人	18,003人 保護者8,964人 子9,039人	18,488人 保護者9,235人 子9,253人	5,345人	868件
回答率	88.6%	89.0%	88.2%	69.0%	—
主な調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯の状況 ・ 子どもの食事、健康状態、家庭生活・学校生活 ・ 保護者の就労状況、収入 ・ 世帯の暮らし向き ・ 公的支援等の利用状況 ※ 「就学援助制度利用世帯等調査」は、就学援助制度が学校で必要な費用として足りているかを独自の設問として設定しているほかは、「子どもの生活実態調査」と同じ内容				子育て全般に係る悩みや不安、困っていること等について自由記載

※ 県内の公立小・中学校を対象に実施

(2) 分析の概要

- ・ 「子どもの生活実態調査」及び「就学援助制度利用世帯等調査」については、収入階層及び世帯類型による子どもの生活実態の差を比較するため、世帯年収及び世帯構成の記載に不備がない保護者用調査票及びそれに対応する児童生徒用調査票を抽出し、収入階層別及び世帯類型別に比較分析を行いました。
- ・ その際、収入階層別については、「子どもの生活実態調査」の回答を、平成29年の世帯年収（税込）を世帯員数の平方根で除して得た値により、「中央値（2,449,490円）以上」、「中央値（2,449,490円）未満」（中央値の1/2以上、中央値未満）及び「中央値の1/2（1,224,745円）未満」の3つに区分し、これに「就学援助制度利用世帯等調査」の回答を加えた4階層に分類、集計しました。

- また、収入が低い階層において子どもの幸福感・自己肯定感が低い傾向が見られますが、その背景として多様な要素が関連していると考えられることから、これらの傾向を明らかにするため、幸福感・自己肯定感が高い子どもと低い子どもとの比較分析を行いました。
- 更に、「支援ニーズ調査」については、個別の支援ニーズの傾向を明らかにするため、KH Coder（樋口耕一）を用いた計量テキスト分析を行いました。

収入階層別（単位：世帯（＝保護者数））					
計 (D+E)	小計(A+B+C) (D)	小学5年生・中学2年生			就学援助世帯 (E)
		中央値以上 (A)	中央値未満 (B)	中央値の1/2 未満 (C)	
16,540	12,888	6,465	5,012	1,411	3,652
-	100.0%	50.2%	38.9%	10.9%	-

世帯類型別（単位：世帯（＝保護者数））						
計	両親のいる世帯	母子世帯（母及び18歳未満の子のみ）	母子世帯（18歳以上の親族等同居）	父子世帯（父及び18歳未満の子のみ）	父子世帯（18歳以上の親族等同居）	その他
16,540	12,716	2,299	1,169	131	199	26
100.0%	76.9%	13.9%	7.1%	0.8%	1.2%	0.2%

※ 世帯類型別の「その他」は、祖父母との同居など。

有効回答率（保護者）：小学5年生・中学2年生 70.8%、就学援助世帯 68.3%

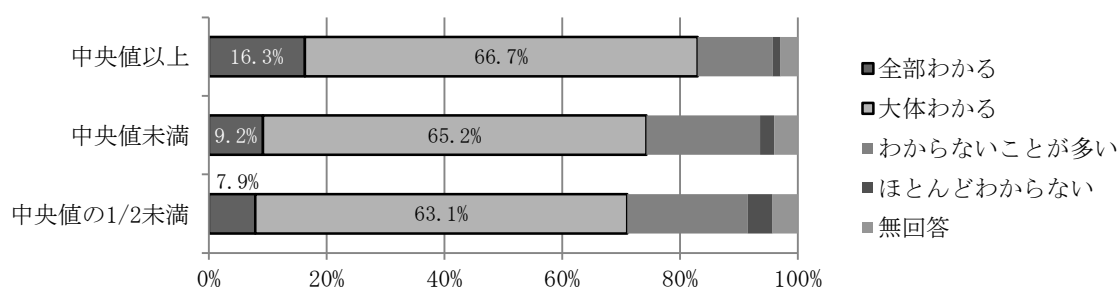
(3) 主な課題

① 子どもの教育に関する課題

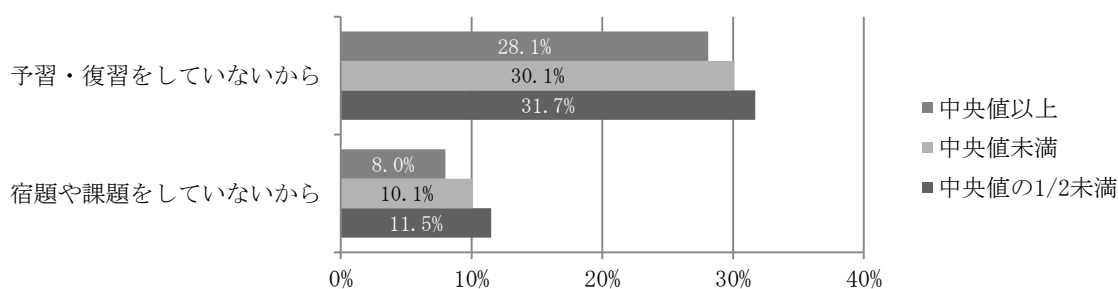
ア 子どもの授業の理解度に関する課題

- ・ 収入が中央値よりも低い世帯の子どもは、中央値以上の世帯の子どもに比べ、授業の理解度が低い傾向にあり、その理由として、宿題や予習・復習などの家庭学習の不足を挙げた割合が高くなっています。

【児童生徒回答】あなたは、学校の授業がどのくらいよくわかりますか。

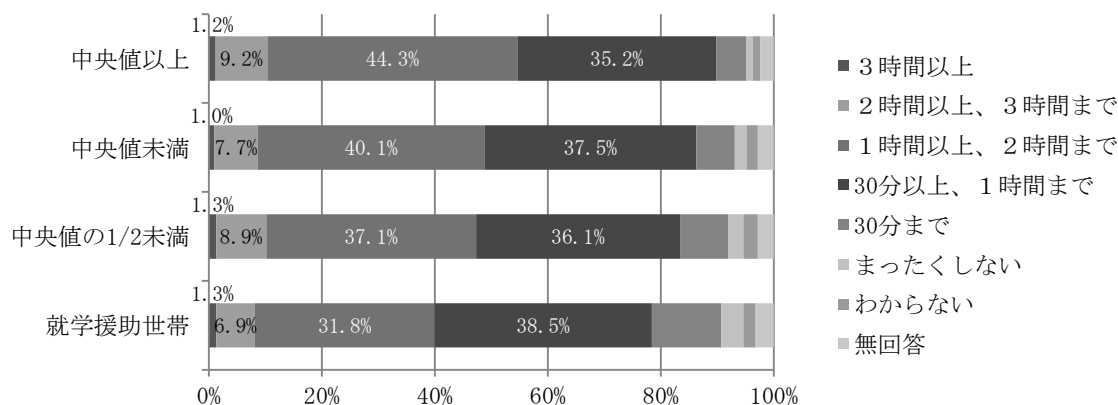


【児童生徒回答】授業がわからない理由は何ですか。(複数回答)



- ・ 収入が中央値よりも低い世帯の子どもは、中央値以上の世帯の子どもに比べ、家庭での学習時間が少ない傾向にあります。

【保護者回答】調査対象のお子さんは学校が終わってから、普段（月～金曜日）、塾の時間も含めて家庭などで1日あたりどのくらいの時間、勉強をしているか。



- ・ 幸福感・自己肯定感が低い子どもは、高い子どもに比べ、授業の理解度が低く、授業がわからない理由として、勉強する気が起きないことを挙げた割合が高くなっています。

【児童生徒回答】あなたは、学校の授業がどのくらいよくわかりますか。(中央値の1/2未満)

(小学5年生)

	問4 あなたは、自分は幸せだと思いますか。(1つに○)		
	とても幸せだと思う、幸せだと思う (A)	あまり幸せだと思わない、幸せだと思わない (B)	(A)と(B)の割合の乖離 (B-A)
1 全部わかる	73 12.8%	1 1.3%	▲ 11.5
2 大体わかる	427 75.0%	43 55.8%	▲ 19.2
3 わからないことが多い	58 10.2%	19 24.7%	14.5
4 ほとんどわからない	6 1.1%	6 7.8%	6.7
5 無回答	5 0.9%	8 10.4%	9.5
計	569 100.0%	77 100.0%	0.0

(中学2年生)

	問4 あなたは、自分は幸せだと思いますか。(1つに○)		
	とても幸せだと思う、幸せだと思う (A)	あまり幸せだと思わない、幸せだと思わない (B)	(A)と(B)の割合の乖離 (B-A)
1 全部わかる	27 4.6%	6 7.2%	2.6
2 大体わかる	358 61.0%	28 33.7%	▲ 27.3
3 わからないことが多い	160 27.3%	35 42.2%	14.9
4 ほとんどわからない	33 5.6%	13 15.7%	10.1
5 無回答	9 1.5%	1 1.2%	▲ 0.3
計	587 100.0%	83 100.0%	0.0

【児童生徒回答】授業がわからない理由は何ですか。(複数回答、全体)

(小学5年生)

	問4 あなたは、自分は幸せだと思いますか。(1つに○)		
	とても幸せだと思う、幸せだと思う (A)	あまり幸せだと思わない、幸せだと思わない (B)	(A)と(B)の割合の乖離 (B-A)
1 授業の進み方が早すぎるから	98 18.3%	27 22.5%	4.2
2 授業の内容がむずかしいから	330 61.6%	68 56.7%	▲ 4.9
3 今まで習ってきたことがわからないから	89 16.6%	23 19.2%	2.6
4 宿題や課題をしていないから	22 4.1%	13 10.8%	6.7
5 予習・復習をしていないから	102 19.0%	16 13.3%	▲ 5.7
6 苦手・きらいな教科が多いから	288 53.7%	52 43.3%	▲ 10.4
7 勉強をする気がおきないから	138 25.7%	42 35.0%	9.3
8 その他	30 5.6%	10 8.3%	2.7
9 無回答	12 2.2%	3 2.5%	0.3

(中学2年生)

	問4 あなたは、自分は幸せだと思いますか。(1つに○)		
	とても幸せだと思う、幸せだと思う (A)	あまり幸せだと思わない、幸せだと思わない (B)	(A)と(B)の割合の乖離 (B-A)
1 授業の進み方が早すぎるから	314 23.9%	76 27.2%	3.3
2 授業の内容がむずかしいから	708 53.8%	151 54.1%	0.3
3 今まで習ってきたことがわからないから	396 30.1%	88 31.5%	1.4
4 宿題や課題をしていないから	124 9.4%	53 19.0%	9.6
5 予習・復習をしていないから	436 33.1%	110 39.4%	6.3
6 苦手・きらいな教科が多いから	764 58.1%	179 64.2%	6.1
7 勉強をする気がおきないから	448 34.0%	132 47.3%	13.3
8 その他	101 7.7%	33 11.8%	4.1
9 無回答	18 1.4%	1 0.4%	▲ 1.0

- ・ 収入が中央値の 1/2 未満の世帯の子どものうち、授業の理解度が低い子どもは、高い子どもに比べ、家族の良いところとして、家で落ち着いて勉強できることを挙げた割合が低くなっています。

【児童生徒回答】あなたは、学校の授業がどのくらいよくわかりますか。

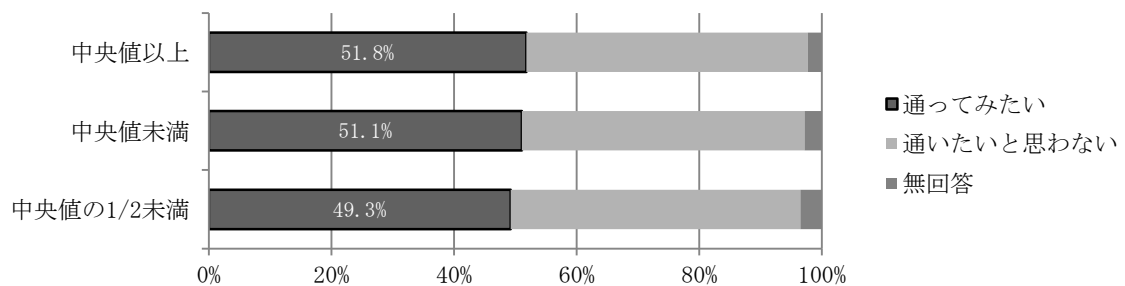
【児童生徒回答】あなたの家族の良いところはどれですか。(複数回答のうち「家で落ち着いて勉強できる」を選択)

	問6 あなたは、学校の授業がどのくらいよくわかりますか。(1つに○)			
	小学5年生 中央値の1/2未満		中学2年生 中央値の1/2未満	
	全部わかる、 大体わかる	わからないこ とが多い、ほ とんどわから ない	全部わかる、 大体わかる	わからないこ とが多い、ほ とんどわから ない
問8 家で落ち着いて勉強できる	284 50.5%	28 30.4%	170 38.5%	45 17.6%

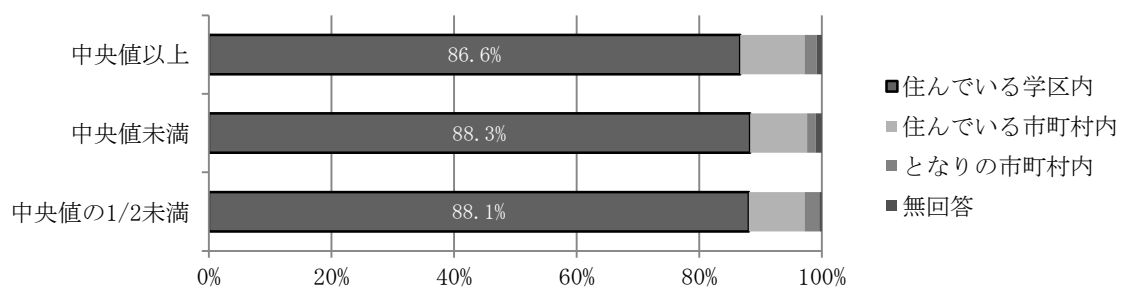
※ 問6について無回答の者を除く。

- ・ 収入に関わらず、約半数の子どもが無料で勉強を教えてもらえる場所があったら通うことを望んでおり、そのうち8割以上が住んでいる学区内での利用を希望しています。

【児童生徒回答】あなたは、無料で勉強を教えてもらえる場所があったら、通いたいと思いますか。



【児童生徒回答】その場所は、どの範囲にあれば通いたいと思いますか。

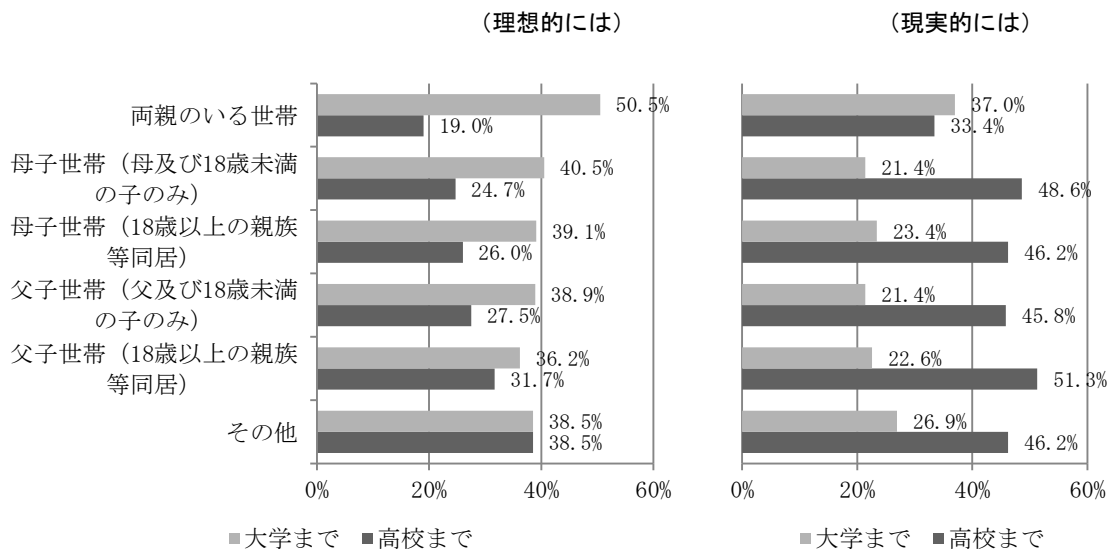


イ 子どもの就学に関する課題

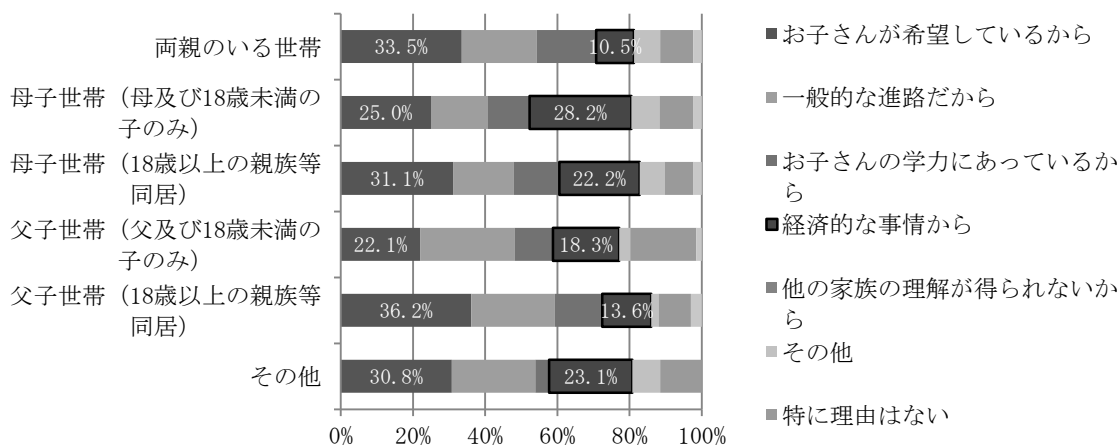
- 母子世帯の保護者は、子どもに、理想的には大学まで進んでほしいが、現実的には高校までと考えている場合が多く、そのように考える理由として2割以上の保護者が経済的な事情を挙げています。

【保護者回答】あなたは調査対象のお子さんに、理想的には、どの段階の学校まで進んでほしいか。

【保護者回答】あなたは調査対象のお子さんが、現実的には、どの段階の学校まで進むと考えているか。

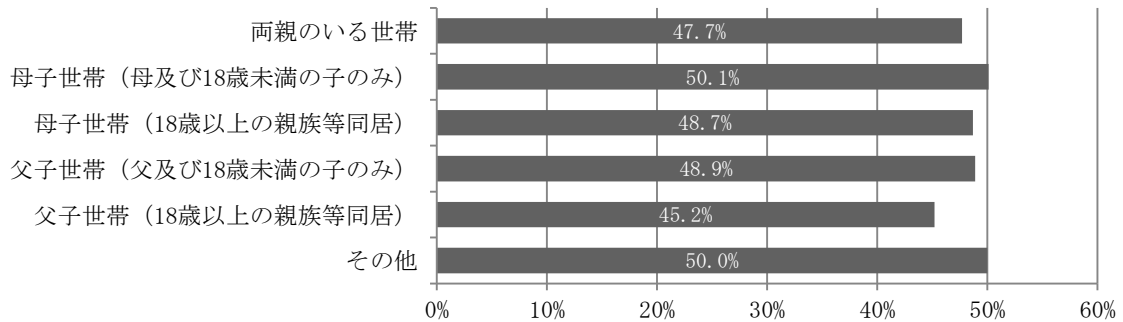


【保護者回答】あなたが問24のようにお考えになる理由は何ですか。



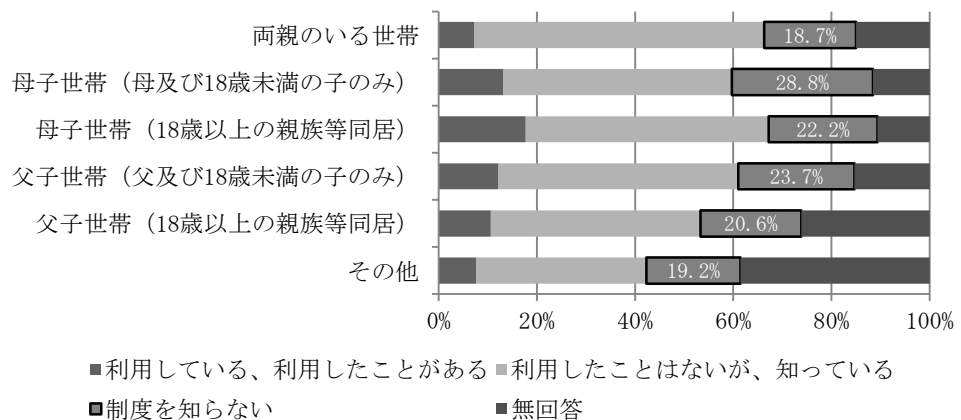
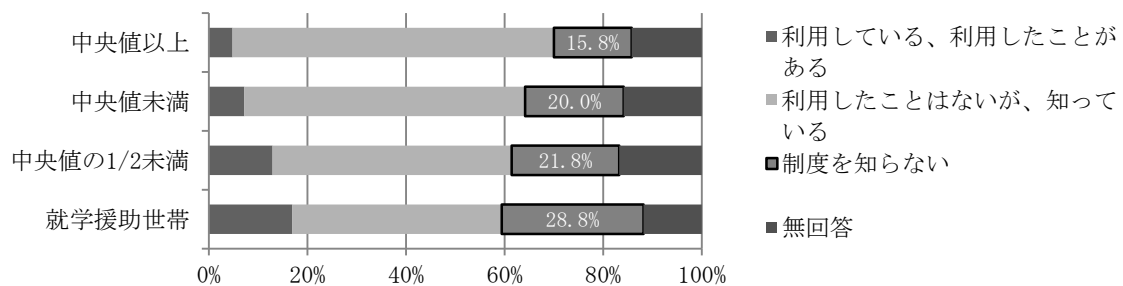
- 世帯類型に関わらず、子どもの教育のための経済的支援に対する保護者のニーズが高くなっています。

【保護者回答】あなたは、子育てをしていくうえで、どのような支援が充実すると良いと思いますか。
(複数回答のうち「子どもの教育のための経済的支援」)



- 子どもの教育を経済的に支援する制度の周知が、母子世帯や就学援助世帯の保護者に行き届いていません。

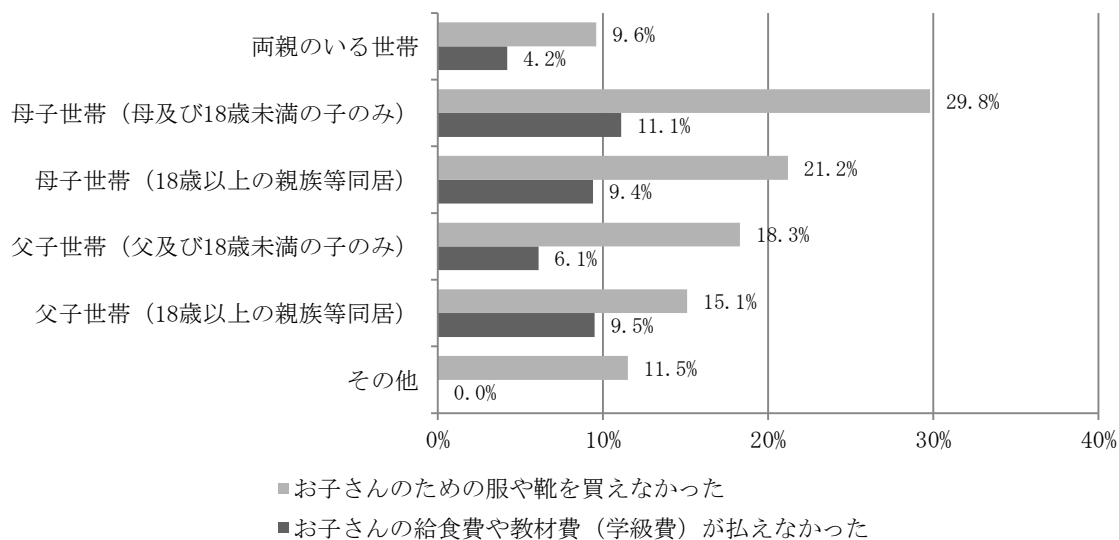
【保護者回答】次の公的制度を利用した(または支援を受けた)ことがありますか。「(お子さんの兄弟姉妹の)奨学給付金」



ウ 子どもの学校生活等に関する課題

- 母子世帯では、両親のいる世帯及び父子世帯に比べ、経済的な理由により子どもの給食費や教材費が払えなかったなど、子どもに直接影響が及ぶ経験をした割合が高くなっています。

【保護者回答】あなたの世帯では、おおむね1年の間に、経済的な理由（お金が足りなくて）で、次のような経験をしたことがありますか。（複数回答から抜粋）



- ・ 小学5年生では、経済的な理由による影響が、世帯全体の生活に現れた場合に比べ、子どもに直接現れた場合に、子どもの幸福感・自己肯定感との関連がより大きいことが窺えます。

【保護者回答】あなたの世帯では、おおむね1年の間に、経済的な理由（お金が足りなくて）で、次のような経験をしたことがありますか。（複数回答、小学5年生・中央値の1/2未満）

【保護者回答】あなたの世帯では、おおむね1年の間に、経済的な理由（お金が足りなくて）で、次のような経験をしたことがありますか。（複数回答、小学5年生・中央値の1/2未満）

（世帯全体の生活に現れた場合）

（子どもに直接現れた場合）

	問4 あなたは、自分は幸せだと思いますか。（1つに○）		
	とても幸せだと思う、幸せだと思う (A)	あまり幸せだと思わない、幸せだと思わない (B)	(A)と(B)の割合の乖離 (B-A)
1 電気・ガス・水道などが止められた	24 4.2%	2 2.6%	▲ 1.6
2 医療機関を受診することができなかった（予防接種を含む）	67 11.8%	12 15.6%	3.8
3 生活費を金融機関などから借金をした	70 12.3%	13 16.9%	4.6
4 最低限の食事を食べるができなかった	10 1.8%	5 6.5%	4.7
5 クレジットカードの利用が停止になった	24 4.2%	8 10.4%	6.2
6 国民健康保険料や国民年金の支払いが滞った	100 17.6%	15 19.5%	1.9
7 税金の支払いが滞った	103 18.1%	15 19.5%	1.4
8 電話（固定・携帯）などの通信料の支払いが滞った	68 12.0%	15 19.5%	7.5
9 家賃や住宅ローンの支払いが滞った	42 7.4%	10 13.0%	5.6
10 新しい衣服や靴を買うことができなかった	147 25.8%	21 27.3%	1.5
11 冠婚葬祭のつきあいを控えた	52 9.1%	7 9.1%	0.0
12 理髪店や美容院に行くことができなかった	136 23.9%	20 26.0%	2.1
13 敷金・保証金等を用意できないので、住み替え・転居を断念した	35 6.2%	5 6.5%	0.3
14 趣味やレジャーの出費を減らした	252 44.3%	37 48.1%	3.8
15 どれにもあてはまらない	198 34.8%	23 29.9%	▲ 4.9
16 無回答	17 3.0%	1 1.3%	▲ 1.7

	問4 あなたは、自分は幸せだと思いますか。（1つに○）		
	とても幸せだと思う、幸せだと思う (A)	あまり幸せだと思わない、幸せだと思わない (B)	(A)と(B)の割合の乖離 (B-A)
1 お子さんを医療機関を受診させることができなかった（予防接種を含む）	72 12.7%	13 16.9%	4.2
2 お子さんのための服や靴を買えなかった	116 20.4%	19 24.7%	4.3
3 お子さんのための本や絵本を買えなかった	73 12.8%	10 13.0%	0.2
4 お子さんの給食費や教材費（学級費）が払えなかった	53 9.3%	19 24.7%	15.4
5 お子さんを遠足や修学旅行に参加させることができなかった	1 0.2%	1 1.3%	1.1
6 お子さんを習い事に通わせることができなかった（通信教育を含む）	89 15.6%	19 24.7%	9.1
7 お子さんに誕生日プレゼントやお年玉をあげることができなかった	92 16.2%	23 29.9%	13.7
8 家族旅行（日帰りを含む）ができなかった	179 31.5%	34 44.2%	12.7
9 どれにもあてはまらない	294 51.7%	33 42.9%	▲ 8.8
10 無回答	31 5.4%	2 2.6%	▲ 2.8

- ・ 幸福感・自己肯定感が低い子どもは、高い子どもに比べ、嫌なことや悩みを誰にも相談しない割合が高くなっています。

【児童生徒回答】あなたは、いやなことや悩みがあるとき、だれに相談しますか。(複数回答から抜粋、全体)

(小学5年生)

	問4 あなたは、自分は幸せだと思いますか。(1つに○)		
	とても幸せだと思う、幸せだと思う(A)	あまり幸せだと思わない、幸せだと思わない(B)	(A)と(B)の割合の乖離(B-A)
保護者・親・兄弟姉妹	4,268 76.5%	226 48.8%	▲ 27.7
学校の友だち	2,898 51.9%	153 33.0%	▲ 18.9
だれにも相談しない	535 9.6%	139 30.0%	20.4

(中学2年生)

	問4 あなたは、自分は幸せだと思いますか。(1つに○)		
	とても幸せだと思う、幸せだと思う(A)	あまり幸せだと思わない、幸せだと思わない(B)	(A)と(B)の割合の乖離(B-A)
保護者・親・兄弟姉妹	3,583 63.6%	197 34.1%	▲ 29.5
学校の友だち	3,862 68.6%	248 43.0%	▲ 25.6
だれにも相談しない	593 10.5%	179 31.0%	20.5

② 子どもと保護者の生活に関する課題

ア 子どもの家庭環境に関する課題

- ・ 家族の団らんや会話が多いこと、家で落ち着いて勉強できることなどの家庭環境と、子どもの幸福感・自己肯定感とは、大きく関連していることが窺えます。

【児童生徒回答】あなたの家族の良いところはどれですか。(複数回答、全体)

(小学5年生)

	問4 あなたは、自分は幸せだと思いますか。(1つに○)		
	とても幸せだと思う、幸せだと思う(A)	あまり幸せだと思わない、幸せだと思わない(B)	(A)と(B)の割合の乖離(B-A)
1 家族の団らんや会話が多い	3,580 64.1%	137 29.6%	▲ 34.5
2 親がやさしい	3,580 64.1%	126 27.2%	▲ 36.9
3 親が自分の気持ちをわかってくれる	3,143 56.3%	98 21.2%	▲ 35.1
4 父親と母親の仲が良い	2,863 51.3%	98 21.2%	▲ 30.1
5 兄弟姉妹との仲が良い	2,185 39.1%	81 17.5%	▲ 21.6
6 家で落ち着いて勉強できる	3,123 55.9%	119 25.7%	▲ 30.2
7 病気の人やお年寄りの世話を協力してやっている	1,234 22.1%	52 11.2%	▲ 10.9
8 いつもご飯が用意されている	4,587 82.2%	254 54.9%	▲ 27.3
9 着る服がたくさんある	4,209 75.4%	211 45.6%	▲ 29.8
10 家の中がきれいに片付いている	2,139 38.3%	82 17.7%	▲ 20.6
11 家にお金がたくさんある	1,271 22.8%	52 11.2%	▲ 11.6
12 その他	239 4.3%	15 3.2%	▲ 1.1
13 特にない	67 1.2%	64 13.8%	12.6
14 無回答	84 1.5%	17 3.7%	2.2

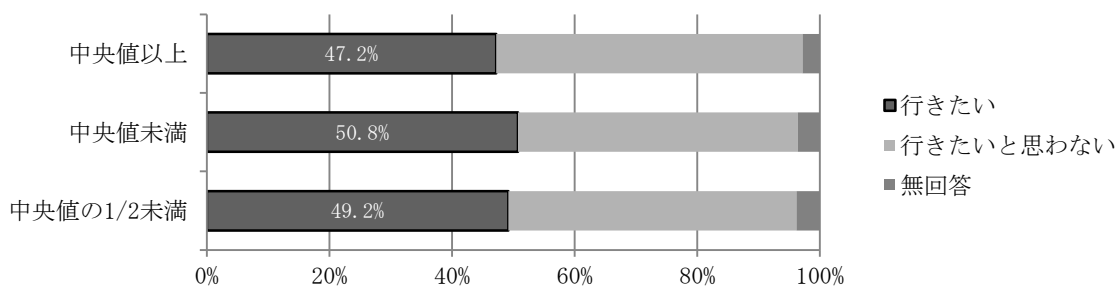
(中学2年生)

	問4 あなたは、自分は幸せだと思いますか。(1つに○)		
	とても幸せだと思う、幸せだと思う(A)	あまり幸せだと思わない、幸せだと思わない(B)	(A)と(B)の割合の乖離(B-A)
1 家族の団らんや会話が多い	3,632 64.5%	181 31.4%	▲ 33.1
2 親がやさしい	2,711 48.1%	99 17.2%	▲ 30.9
3 親が自分の気持ちをわかってくれる	2,249 39.9%	66 11.4%	▲ 28.5
4 父親と母親の仲が良い	2,191 38.9%	105 18.2%	▲ 20.7
5 兄弟姉妹との仲が良い	2,208 39.2%	118 20.5%	▲ 18.7
6 家で落ち着いて勉強できる	2,384 42.3%	98 17.0%	▲ 25.3
7 病気の人やお年寄りの世話を協力してやっている	804 14.3%	43 7.5%	▲ 6.8
8 いつもご飯が用意されている	4,206 74.7%	315 54.6%	▲ 20.1
9 着る服がたくさんある	2,576 45.7%	141 24.4%	▲ 21.3
10 家の中がきれいに片付いている	1,790 31.8%	93 16.1%	▲ 15.7
11 家にお金がたくさんある	707 12.6%	37 6.4%	▲ 6.2
12 その他	197 3.5%	25 4.3%	0.8
13 特にない	152 2.7%	110 19.1%	16.4
14 無回答	111 2.0%	30 5.2%	3.2

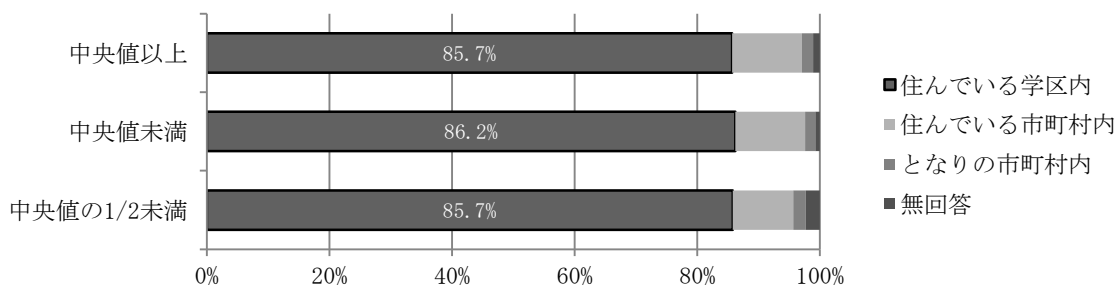
イ 子どもの居場所に関する課題

- 収入に関わらず、約半数の子どもが「子ども食堂」の利用を望んでおり、そのうち8割以上が住んでいる学区内での利用を希望しています。

【児童生徒回答】あなたは、無料か安い料金でご飯が食べられる「子ども食堂」があったら行きたいと思いますか。



【児童生徒回答】その場所は、どの範囲にあれば利用したいと思いますか。

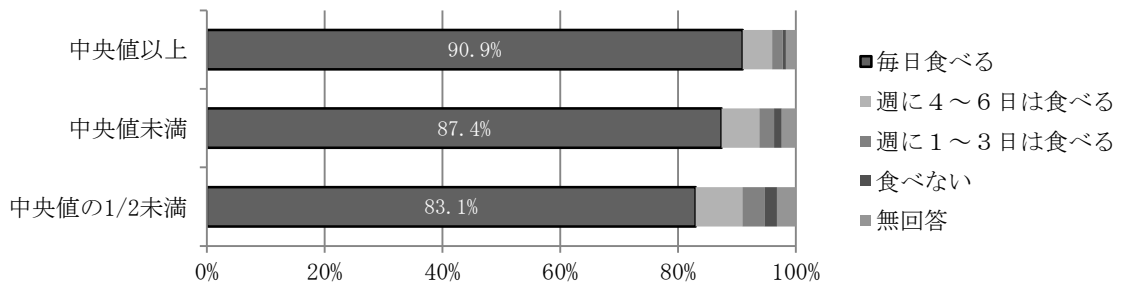


ウ 子どもの朝食の摂取に関する課題

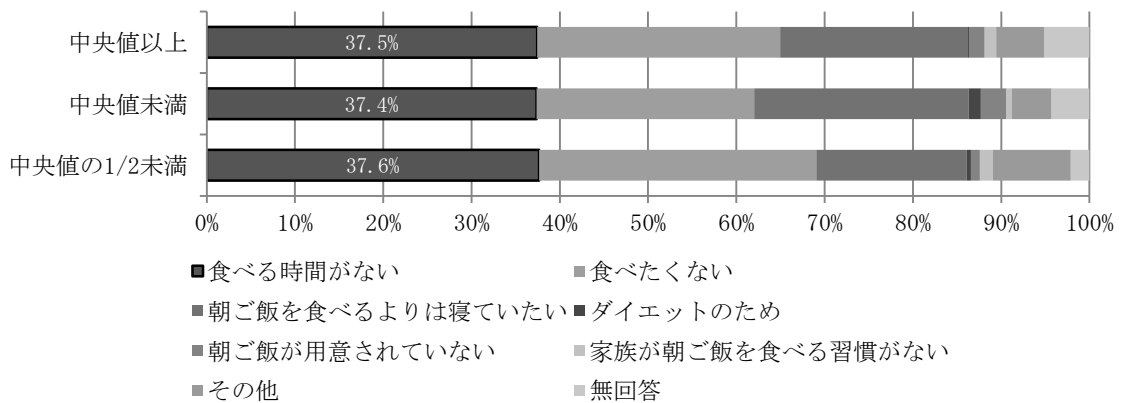
- ・ 収入が中央値よりも低い世帯の子どもは、中央値以上の世帯の子どもに比べ、朝食を毎日食べる割合が低く、食べない理由として、食べる時間がないことを挙げた割合が高くなっています。

また、収入が中央値よりも低い世帯の子どもは、中央値以上の世帯の子どもに比べ、朝食を大人の家族と一緒に食べる頻度が低くなっています。

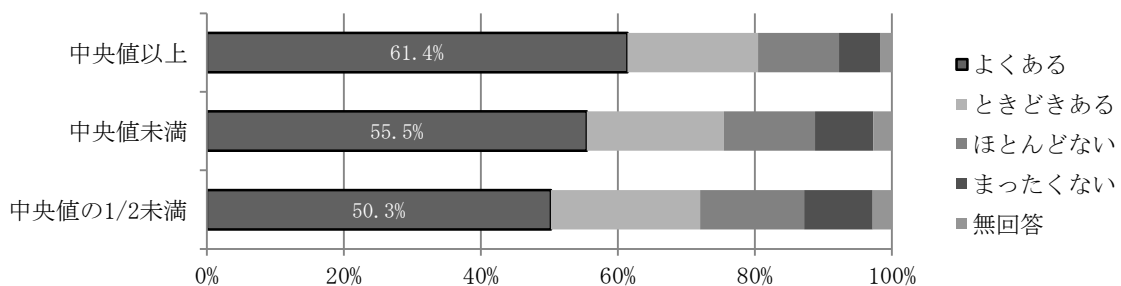
【児童生徒回答】あなたは朝ご飯をいつも食べていますか。



【児童生徒回答】朝ご飯を食べない最も大きな理由はなんですか。



【児童生徒回答】あなたは、次のようなことをどのくらいしていますか。「大人の家族と一緒に食べる」



- ・ 幸福感・自己肯定感が低い子どもは、高い子どもに比べ、朝食を毎日食べる割合が低く、大人の家族と朝食を一緒に食べることがよくある割合も低くなっています。

【児童生徒回答】あなたは朝ご飯をいつも食べていますか。(全体)

(小学5年生)

	問4 あなたは、自分は幸せだと思いますか。(1つに○)		
	とても幸せだと思う、幸せだと思う(A)	あまり幸せだと思わない、幸せだと思わない(B)	(A)と(B)の割合の乖離(B-A)
1 毎日食べる⇒問3へ	5,188 92.9%	388 83.8%	▲ 9.1
2 週に4～6日は食べる⇒問2へ	242 4.3%	40 8.6%	4.3
3 週に1～3日は食べる⇒問2へ	86 1.5%	19 4.1%	2.6
4 食べない⇒問2へ	29 0.5%	8 1.7%	1.2
5 無回答	37 0.7%	8 1.7%	1.0
計	5,582 100.0%	463 100.0%	0.0

(中学2年生)

	問4 あなたは、自分は幸せだと思いますか。(1つに○)		
	とても幸せだと思う、幸せだと思う(A)	あまり幸せだと思わない、幸せだと思わない(B)	(A)と(B)の割合の乖離(B-A)
1 毎日食べる⇒問3へ	5,023 89.2%	438 75.9%	▲ 13.3
2 週に4～6日は食べる⇒問2へ	355 6.3%	79 13.7%	7.4
3 週に1～3日は食べる⇒問2へ	153 2.7%	30 5.2%	2.5
4 食べない⇒問2へ	62 1.1%	23 4.0%	2.9
5 無回答	39 0.7%	7 1.2%	0.5
計	5,632 100.0%	577 100.0%	0.0

【児童生徒回答】あなたは、次のようなことをどのくらいしていますか。「大人の家族と朝ご飯を一緒に食べる」(全体)

(小学5年生)

	問4 あなたは、自分は幸せだと思いますか。(1つに○)		
	とても幸せだと思う、幸せだと思う(A)	あまり幸せだと思わない、幸せだと思わない(B)	(A)と(B)の割合の乖離(B-A)
1 よくある	3,599 64.5%	230 49.7%	▲ 14.8
2 ときどきある	1,125 20.2%	100 21.6%	1.4
3 ほとんどない	558 10.0%	76 16.4%	6.4
4 まったくない	252 4.5%	51 11.0%	6.5
5 無回答	48 0.9%	6 1.3%	0.4
計	5,582 100.0%	463 100.0%	0.0

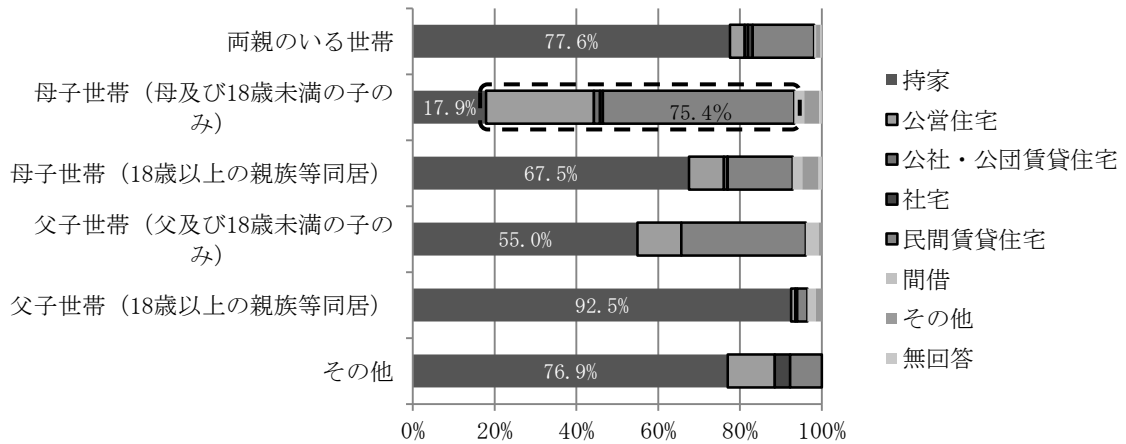
(中学2年生)

	問4 あなたは、自分は幸せだと思いますか。(1つに○)		
	とても幸せだと思う、幸せだと思う(A)	あまり幸せだと思わない、幸せだと思わない(B)	(A)と(B)の割合の乖離(B-A)
1 よくある	3,154 56.0%	204 35.4%	▲ 20.6
2 ときどきある	1,113 19.8%	126 21.8%	2.0
3 ほとんどない	838 14.9%	106 18.4%	3.5
4 まったくない	485 8.6%	134 23.2%	14.6
5 無回答	42 0.7%	7 1.2%	0.5
計	5,632 100.0%	577 100.0%	0.0

エ 世帯の住居に関する課題

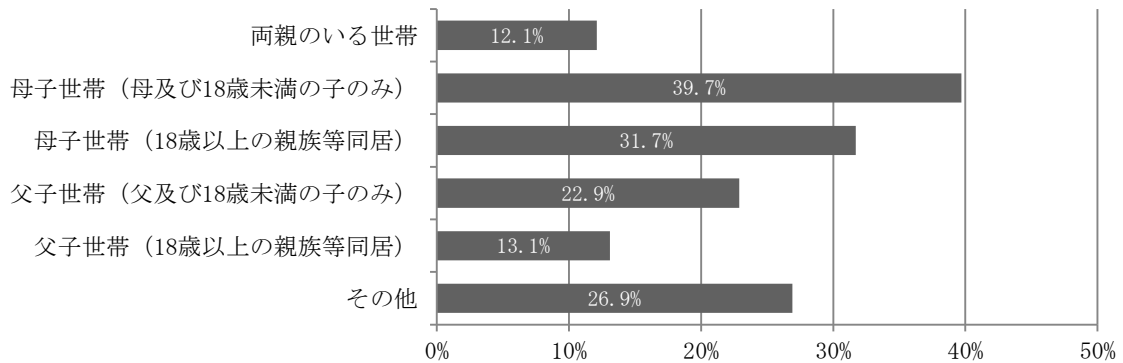
- 母及び18歳未満の子のみの母子世帯では、7割以上が賃貸住宅に居住しており、低い家賃で住めるところの充実に対する保護者のニーズが高くなっています。

【保護者回答】現在、調査対象のお子さんがお住まいの住居



【保護者回答】あなたは、子育てをしていくうえで、どのような支援が充実すると良いと思いますか。

(複数回答のうち「低い家賃で住めるところ (公営住宅など)」)



オ 保護者への相談支援に関する課題

- 子どもや生活に関する相談のうち、特に「お金の相談・家計管理」では、母子世帯及び父子世帯の保護者において、相談できる人はいないと回答した割合が高い一方、市町村や社会福祉協議会などの公的な相談窓口が十分に活用されていません。

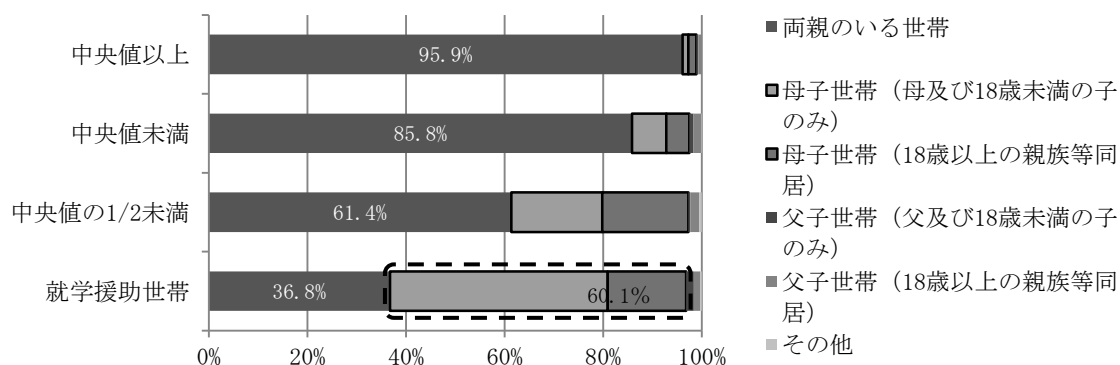
【保護者回答】 次のことで相談できる人はだれですか。「お金の相談・家計管理」（複数回答）

	両親のいる世帯	母子世帯（母及び18歳未満の子のみ）	母子世帯（18歳以上の親族等同居）	父子世帯（父及び18歳未満の子のみ）	父子世帯（18歳以上の親族等同居）	その他
自分の親や配偶者・パートナーの親	10,688 84.1%	993 43.2%	637 54.5%	41 31.3%	97 48.7%	8 30.8%
2 兄弟や親戚	1,527 12.0%	439 19.1%	213 18.2%	26 19.8%	27 13.6%	8 30.8%
3 友人、知人や同僚	1,087 8.5%	310 13.5%	126 10.8%	15 11.5%	15 7.5%	3 11.5%
4 民生委員・児童委員	2 0.0%	5 0.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
5 学校の先生	10 0.1%	2 0.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
6 放課後児童クラブや児童センターの指導員	4 0.0%	1 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
7 保健センターや市町村などの窓口	21 0.2%	24 1.0%	7 0.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
8 社会福祉協議会、生活困窮者自立相談支援機関	36 0.3%	45 2.0%	12 1.0%	1 0.8%	1 0.5%	0 0.0%
9 その他	191 1.5%	63 2.7%	47 4.0%	8 6.1%	8 4.0%	2 7.7%
10 相談できる人はいない	1,074 8.4%	817 35.5%	317 27.1%	48 36.6%	65 32.7%	4 15.4%
11 無回答	437 3.4%	90 3.9%	40 3.4%	13 9.9%	15 7.5%	4 15.4%

③ 保護者の就労に関する課題

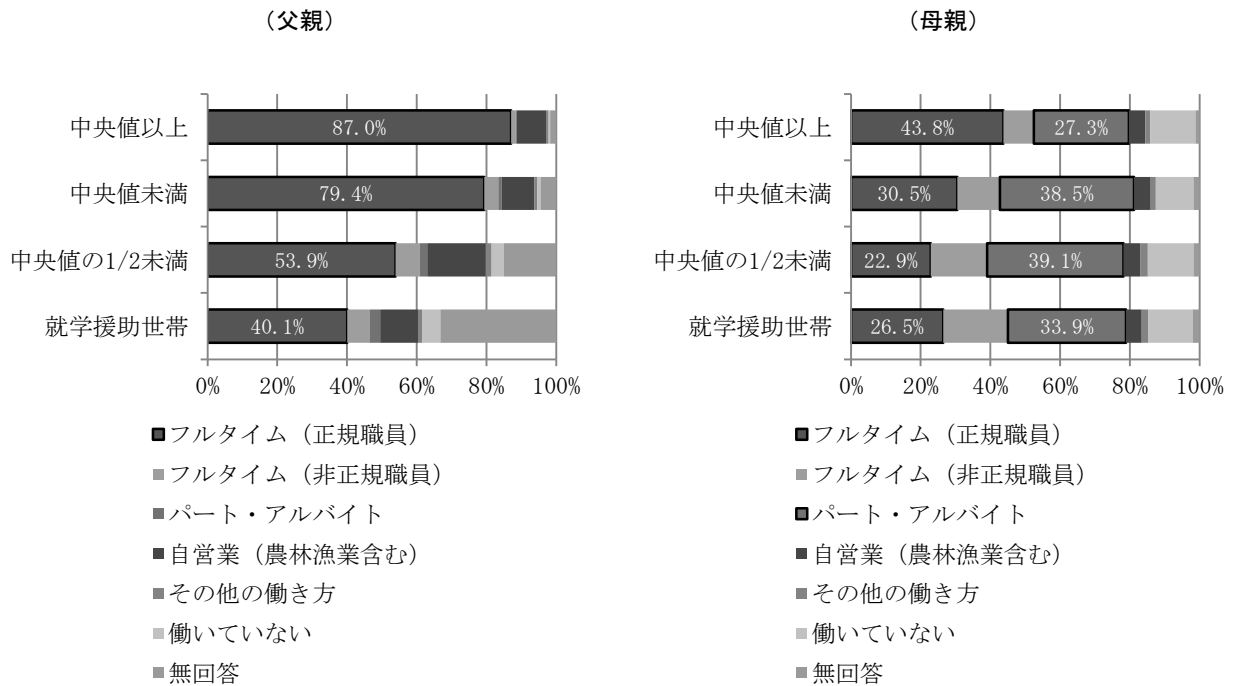
ア 母子世帯の保護者の就労に関する課題

- 就学援助世帯の6割を母子世帯が占めるなど、母子世帯の収入が低い状況にあります。



- ・ 母親は、父親に比べ、フルタイム（正規職員）で就労している割合が低く、収入が中央値よりも低い世帯の母親では、パート・アルバイトの割合が最も高くなっています。

【保護者回答】父親（母親）の現在のお仕事は次のどれにもっとも近いですか。

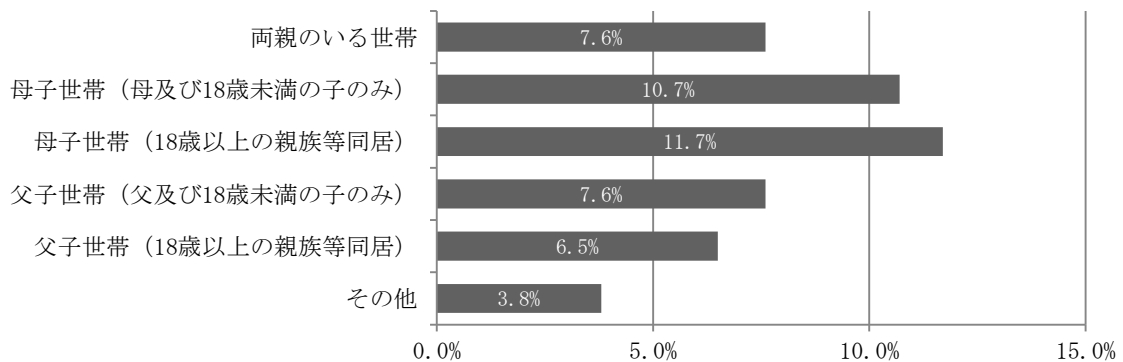


※ 「父親はいない」、「母親はいない」を除いて再集計。

- ・ 母子世帯の保護者は、両親のいる世帯や父子世帯に比べ生活向上のための資格取得や教育の機会の充実に対するニーズが高くなっています。

【保護者回答】あなたは、子育てをしていくうえで、どのような支援が充実すると良いと思いますか。

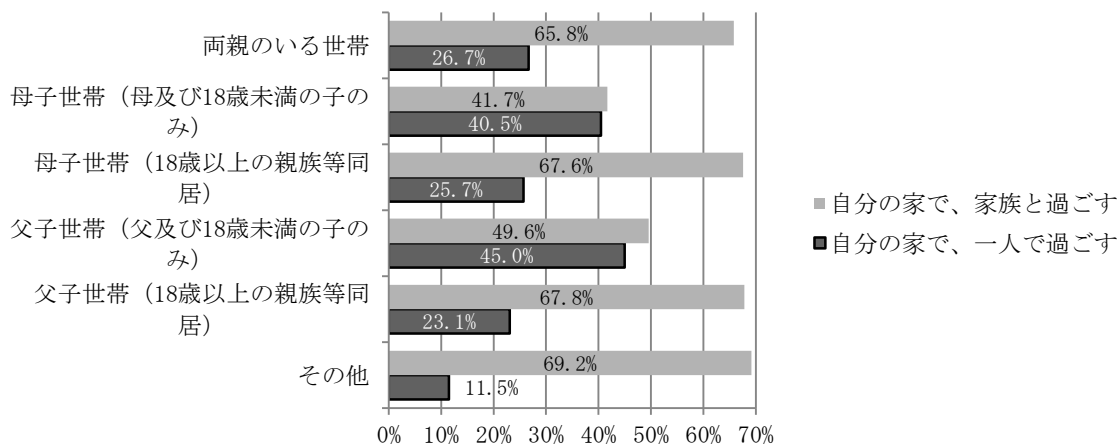
（複数回答のうち「生活向上のための保護者の資格取得、教育の機会」）



イ 子どもの放課後の過ごし方に関する課題

- 親と18歳未満の子のみの母子世帯及び父子世帯の子どもは、平日の放課後に家で一人で過ごす割合が高くなっています。

【保護者回答】調査対象のお子さんの、平日の学校が終わった後の過ごし方（複数回答から抜粋）



- 放課後児童クラブの料金負担軽減や、サービスの地域格差の解消、利用時間の延長などに関するニーズが高くなっています。

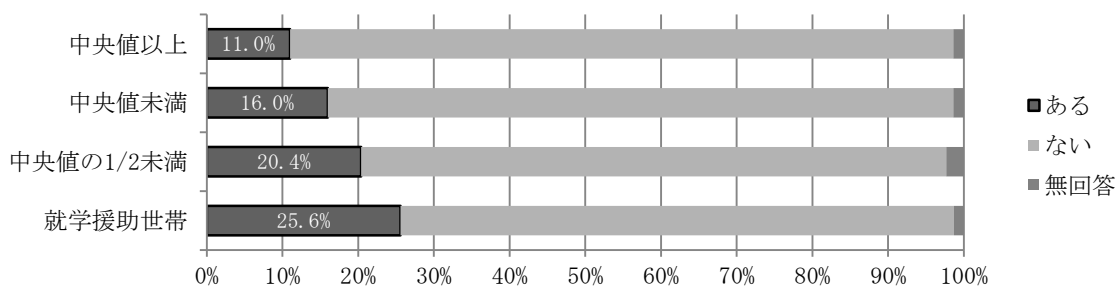
【支援ニーズ調査回答】「児童」、「利用」、「センター」、「学童」、「保育」が使用される個別支援ニーズの例

- 学童保育をもっと気軽に利用したいのですが、料金がなくて利用をためらっています。〇〇市のように、児童館として開設していただくと料金も安く、どの家庭でも利用できると思います。岩手県全域で同じ様に料金も安く安心して子どもを預けられるようにしてほしいです。
- 学童保育の料金が負担なので、〇〇市にも△△市の様に児童センターを作してほしい。
- 親が仕事に就く際に、学童保育を行っていない地区なのでとても仕事を探すのが困難である。
- 市町村によっては学童保育も1万～千円いかない所もあり不公平な所があるように思える。
- 母親が家庭の経済状況から働かなくてはいけないが、児童センター、学童が6時まででフルタイムで働けない。希望する職種は就業時間が午後6時以降に終了するのが多く、安心して働けない。学童、児童センターの利用時間を午後7時までにはできませんか？
- 児童センターも保育園の様に柔軟性をもつていただき、19時、20時等閉館時間を延長して下さい。現状、子どもは、放課後は一人でお留守番です。私達家族も安心して仕事に集中させてください。

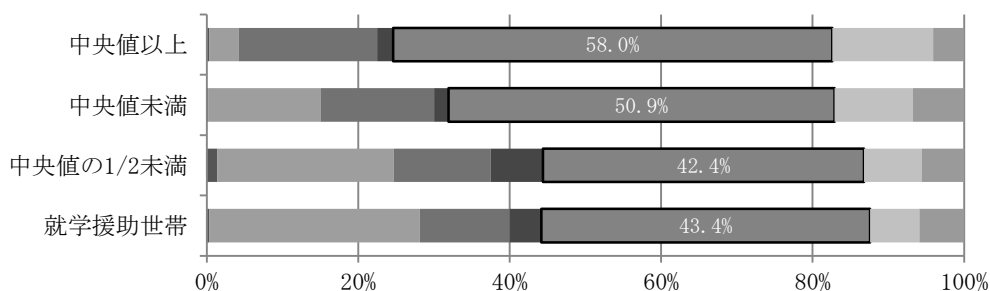
ウ 保護者の仕事と子育ての両立に関する課題

- ・ 収入が中央値よりも低い世帯の保護者は、中央値以上の世帯の保護者に比べ、子どもを医療機関に受診させられなかったことがある割合が高く、受診させなかった理由としては、いずれの収入階層においても医療機関に連れて行く時間がないことを挙げた割合が最も高くなっています。

【保護者回答】過去1年間に医療機関でお子さんを受診させた方がよいと思ったが、実際には受診させなかったことがありましたか。



【保護者回答】その理由はなんですか。



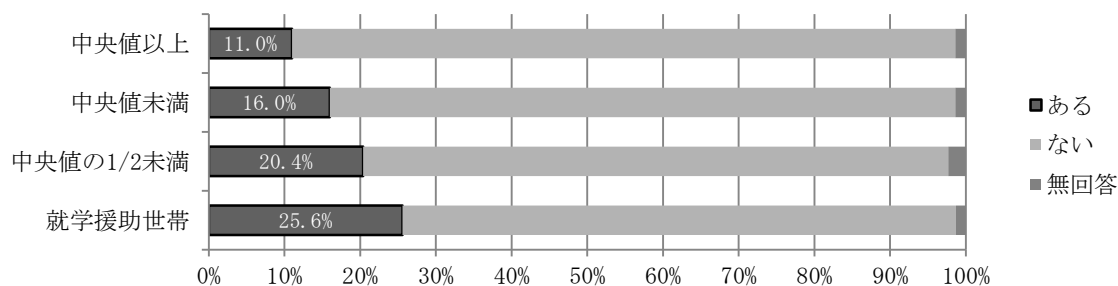
- 公的医療保険に加入しておらず、医療費の支払いができなかったため
- 公的医療保険に加入していたが、医療機関での自己負担金を支払うことができなかったため
- お子さん本人が（行くのが）嫌だと言ったため
- 医療機関までの距離が遠く、通院することが困難であったため
- 多忙で、医療機関に連れて行く時間がなかったため
- その他
- 無回答

④ 世帯の経済状況に関する課題

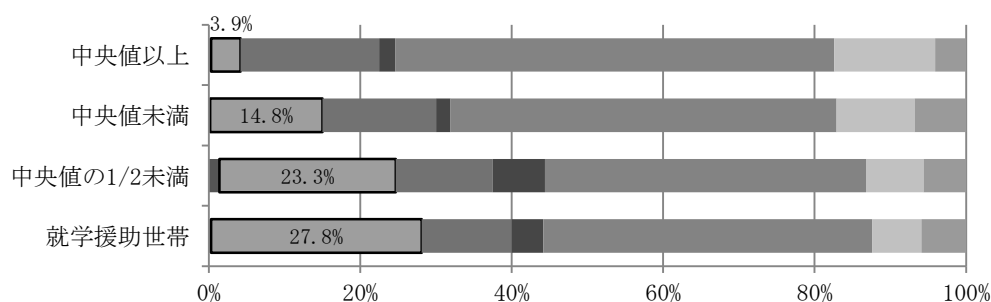
ア 子どもの医療機関の受診に関する課題

- ・ 収入が中央値よりも低い世帯の保護者は、中央値以上の世帯の保護者に比べ、子どもを医療機関に受診させられなかったことがある割合が高く、収入が中央値の1/2未満の世帯及び就学援助世帯では、2割以上が医療費の支払いが困難なことを理由に挙げています。

【保護者回答】過去1年間に医療機関でお子さんを受診させた方がよいと思ったが、実際には受診させなかったことがありましたか。



【保護者回答】その理由はなんですか。



- 公的医療保険に加入しておらず、医療費の支払いができなかったため
- 公的医療保険に加入していたが、医療機関での自己負担金を支払うことができなかったため
- お子さん本人が（行くのが）嫌だと言ったため
- 医療機関までの距離が遠く、通院することが困難であったため
- 多忙で、医療機関に連れて行く時間がなかったため
- その他
- 無回答

- 医療費助成制度の対象拡大や現物給付化に関するニーズが高くなっています。

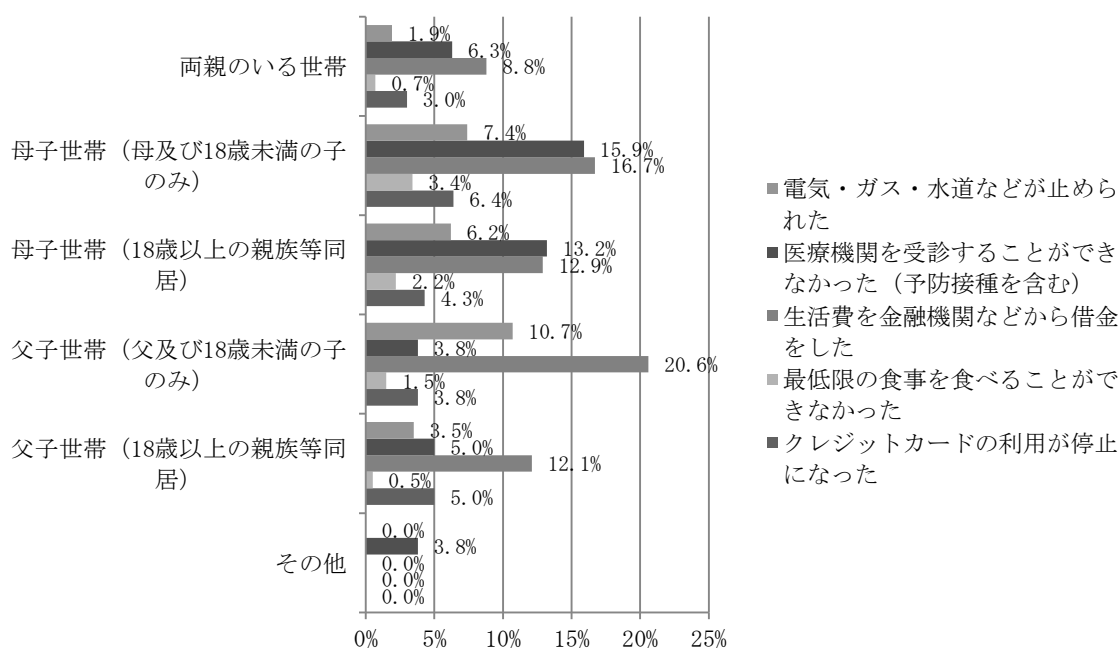
【支援ニーズ調査回答】「医療」、「助成」、「制度」が使用される個別支援ニーズの例

- 医療費助成制度を中学校までにしてほしい。
- 大きくなって中学生になった時の医療費助成制度が無くなるのは不安。
- 後から口座振り込みではなく、子どもの医療費助成制度に関しては、窓口支払いがない方がとても助かります。
- 子どもの医療費助成制度について、3カ月後に戻ってくることは、ありがたいのですが、病院の会計の時に、750円のみを支払ですむと、家計が助かります。
- 子どもの医療費助成制度で市町村によって年齢や金額が違うのを岩手県で統一してほしい。
- 医療費助成制度について、現在未就学児までは窓口負担なしの制度になり、大変助かっています。ぜひ、小、中学生も750円以上の医療費の一時負担を無くす形に制度を改革していただきたいと強く思っています。宜しくお願い致します。

イ ひとり親世帯の経済的な支援に関する課題

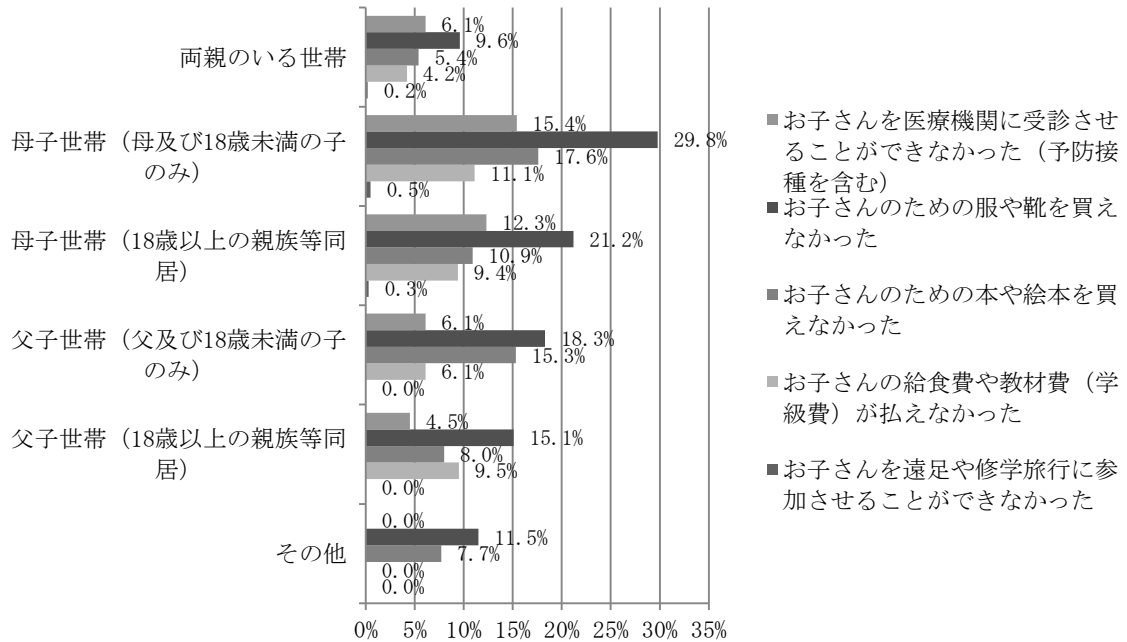
- 母子世帯及び父子世帯の保護者は、両親のいる世帯に比べ、経済的な理由により電気・ガス・水道などが止められた、生活費を金融機関などから借金したなど、生活への影響が大きい経験をした割合が高くなっています。

【保護者回答】あなたの世帯では、おおむね1年の間に、経済的な理由（お金が足りなくて）で、次のような経験をしたことがありますか。（複数回答から抜粋）



- 母子世帯の保護者は、両親のいる世帯及び父子世帯に比べ、経済的な理由により子どもの服や靴を買えなかったなど、子どもに直接影響が及ぶ経験をした割合が高くなっています。(再掲)

【保護者回答】あなたの世帯では、おおむね1年の間に、経済的な理由（お金が足りなくて）で、次のような経験をしたことがありますか。(複数回答から抜粋)



- ・ 小学5年生では、経済的な理由による影響が、世帯全体の生活に現れた場合に比べ、子どもに直接現れた場合に、子どもの幸福感・自己肯定感との関連がより大きいことが窺えます。(再掲)

【保護者回答】あなたの世帯では、おおむね1年の間に、経済的な理由（お金が足りなくて）で、次のような経験をしたことがありますか。(複数回答、小学5年生・中央値の1/2未満)

【保護者回答】あなたの世帯では、おおむね1年の間に、経済的な理由（お金が足りなくて）で、次のような経験をしたことがありますか。(複数回答、小学5年生・中央値の1/2未満)

(世帯全体の生活に現れた場合)

(子どもに直接現れた場合)

	問4 あなたは、自分は幸せだと思いますか。(1つに○)		
	とても幸せだと思う、幸せだと思う(A)	あまり幸せだと思わない、幸せだと思わない(B)	(A)と(B)の割合の乖離(B-A)
1 電気・ガス・水道などが止められた	24 4.2%	2 2.6%	▲ 1.6
2 医療機関を受診することができなかった(予防接種を含む)	67 11.8%	12 15.6%	3.8
3 生活費を金融機関などから借金をした	70 12.3%	13 16.9%	4.6
4 最低限の食事を食べるのができなかった	10 1.8%	5 6.5%	4.7
5 クレジットカードの利用が停止になった	24 4.2%	8 10.4%	6.2
6 国民健康保険料や国民年金の支払いが滞った	100 17.6%	15 19.5%	1.9
7 税金の支払いが滞った	103 18.1%	15 19.5%	1.4
8 電話(固定・携帯)などの通信料の支払いが滞った	68 12.0%	15 19.5%	7.5
9 家賃や住宅ローンの支払いが滞った	42 7.4%	10 13.0%	5.6
10 新しい衣服や靴を買うことができなかった	147 25.8%	21 27.3%	1.5
11 冠婚葬祭のつきあいを控えた	52 9.1%	7 9.1%	0.0
12 理髪店や美容院に行くことができなかった	136 23.9%	20 26.0%	2.1
13 敷金・保証金等を用意できないので、住み替え・転居を断念した	35 6.2%	5 6.5%	0.3
14 趣味やレジャーの出費を減らした	252 44.3%	37 48.1%	3.8
15 どれにもあてはまらない	198 34.8%	23 29.9%	▲ 4.9
16 無回答	17 3.0%	1 1.3%	▲ 1.7

	問4 あなたは、自分は幸せだと思いますか。(1つに○)		
	とても幸せだと思う、幸せだと思う(A)	あまり幸せだと思わない、幸せだと思わない(B)	(A)と(B)の割合の乖離(B-A)
1 お子さんを医療機関を受診させることができなかった(予防接種を含む)	72 12.7%	13 16.9%	4.2
2 お子さんのための服や靴を買えなかった	116 20.4%	19 24.7%	4.3
3 お子さんのための本や絵本を買えなかった	73 12.8%	10 13.0%	0.2
4 お子さんの給食費や教材費(学級費)が払えなかった	53 9.3%	19 24.7%	15.4
5 お子さんを遠足や修学旅行に参加させることができなかった	1 0.2%	1 1.3%	1.1
6 お子さんを習い事に通わせることができなかった(通信教育を含む)	89 15.6%	19 24.7%	9.1
7 お子さんに誕生日プレゼントやお年玉をあげることができなかった	92 16.2%	23 29.9%	13.7
8 家族旅行(日帰りを含む)ができなかった	179 31.5%	34 44.2%	12.7
9 どれにもあてはまらない	294 51.7%	33 42.9%	▲ 8.8
10 無回答	31 5.4%	2 2.6%	▲ 2.8

- 世帯類型に関わらず、子どもの教育のための経済的支援に対する保護者のニーズが高いほか、親と18歳未満の子のみの母子世帯及び父子世帯の保護者では、日頃の生活のための経済的支援のニーズが高くなっています。

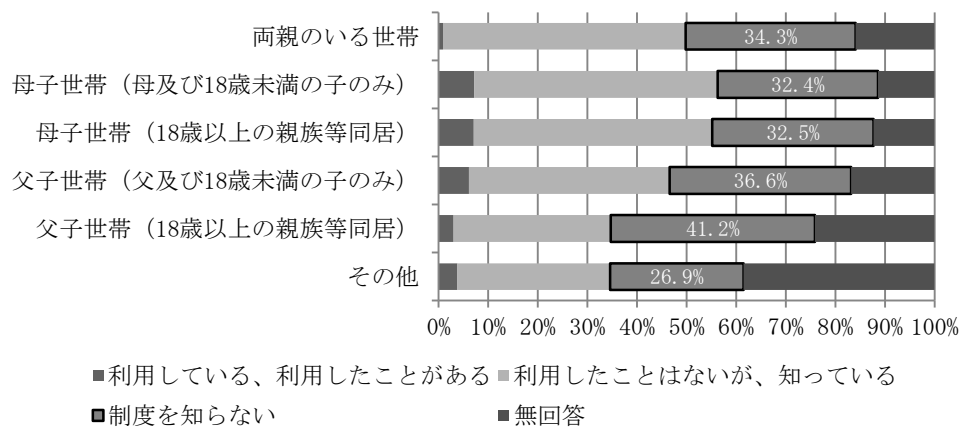
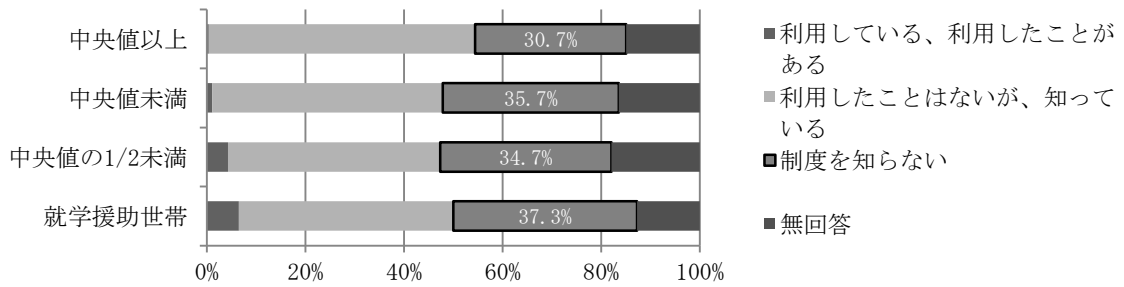
【保護者回答】あなたは、子育てをしていくうえで、どのような支援が充実すると良いと思いますか。

(複数回答)

	両親のいる世帯	母子世帯(母及び18歳未満の子のみ)	母子世帯(18歳以上の親族等同居)	父子世帯(父及び18歳未満の子のみ)	父子世帯(18歳以上の親族等同居)	その他
1 保育所等の施設の充実	2,553 20.1%	249 10.8%	150 12.8%	12 9.2%	37 18.6%	6 23.1%
2 放課後児童クラブ(学童保育)や病児保育の充実	3,254 25.6%	515 22.4%	214 18.3%	13 9.9%	31 15.6%	7 26.9%
3 子どもを気軽に(一時的に)預かってくれる場所やサービス	2,733 21.5%	433 18.8%	202 17.3%	18 13.7%	24 12.1%	2 7.7%
4 低い家賃で住めるところ(公営住宅など)	1,540 12.1%	912 39.7%	371 31.7%	30 22.9%	26 13.1%	7 26.9%
5 子どもの教育のための経済的支援	6,071 47.7%	1,152 50.1%	569 48.7%	64 48.9%	90 45.2%	13 50.0%
6 日頃の生活のための経済的支援(子育ての手当や公的助成)	3,853 30.3%	912 39.7%	409 35.0%	56 42.7%	68 34.2%	8 30.8%
7 子どもの医療制度の充実	6,876 54.1%	753 32.8%	448 38.3%	48 36.6%	92 46.2%	4 15.4%
8 子どもの進路や就労について相談できるところ	1,413 11.1%	269 11.7%	171 14.6%	16 12.2%	27 13.6%	2 7.7%
9 保護者の就労について相談できるところ	407 3.2%	101 4.4%	60 5.1%	5 3.8%	8 4.0%	1 3.8%
10 生活向上のための保護者の資格取得、教育の機会	962 7.6%	245 10.7%	137 11.7%	10 7.6%	13 6.5%	1 3.8%
11 子どもの将来のために職場体験等ができる機会	2,684 21.1%	285 12.4%	179 15.3%	23 17.6%	37 18.6%	6 23.1%
12 子どもが安心して遊べる場所(子どもの遊び場や施設)	4,284 33.7%	426 18.5%	268 22.9%	29 22.1%	36 18.1%	7 26.9%
13 子どもにとって自然体験や集団遊びなどの機会(子どもが参加できるイベント)	1,609 12.7%	147 6.4%	107 9.2%	10 7.6%	17 8.5%	2 7.7%
14 地域における子どもの居場所	1,313 10.3%	144 6.3%	93 8.0%	17 13.0%	21 10.6%	2 7.7%
15 子育て中の親同士が交流できる場所	325 2.6%	25 1.1%	22 1.9%	0 0.0%	6 3.0%	0 0.0%
16 子どもが無料もしくは安価で食事ができる場所	1,015 8.0%	285 12.4%	116 9.9%	23 17.6%	26 13.1%	1 3.8%
17 移送サービス	829 6.5%	147 6.4%	100 8.6%	11 8.4%	20 10.1%	3 11.5%
18 無償もしくは低料金の学習支援	4,476 35.2%	828 36.0%	415 35.5%	38 29.0%	65 32.7%	10 38.5%
19 家族以外の世代の異なる人との交流の機会	642 5.0%	52 2.3%	32 2.7%	4 3.1%	12 6.0%	1 3.8%
20 その他	332 2.6%	36 1.6%	28 2.4%	3 2.3%	3 1.5%	0 0.0%
21 特になし	298 2.3%	36 1.6%	19 1.6%	8 6.1%	11 5.5%	2 7.7%
22 無回答	1,697 13.3%	474 20.6%	221 18.9%	23 17.6%	29 14.6%	1 3.8%

- 就学援助世帯や、母子世帯、父子世帯の保護者に、経済的な支援制度の周知が行き届いていません。

【保護者回答】 次の公的制度を利用した（または支援を受けた）ことがありますか。「母子父子寡婦福祉資金貸付金、生活福祉資金貸付金」



3 第三次計画の取組状況

平成 27 年 3 月に第三次計画を策定し、(1)相談機能の充実、(2)就業支援対策の充実、(3)子育て支援・生活環境の整備、(4)養育費確保の促進、(5)経済的支援の充実、(6)被災遺児の家庭支援の充実を重点項目として取り組んできました。

(1) 相談機能の充実

【取組】

母子・父子自立支援員を広域振興局や一部の市に配置し、ひとり親家庭等への相談に応じるとともに、研修による資質の向上に努めました。

また、母子家庭等就業・自立支援センターの就業相談員や養育費相談員による相談を継続して実施したほか、令和元年度には、ファイナンシャル・プランナー（※1）による家計管理講習会及び個別相談を実施しました。

【現状】

ひとり親家庭等に対する就業・子育て支援サービス等各種施策の周知が十分ではなく、利用状況も改善されていない状況にあります。

	施策の具体的推進	主要な施策	H27	H30	第3期計画の実績
1	ひとり親家庭等のためのハンドブックを作成し配布するとともに、インターネットやマスメディアなど、多様な媒体を活用して、就業や子育て支援サービスの施策や各種相談機関の周知を図ります。 また、市町村や岩手県母子寡婦福祉連合会、岩手県社会福祉協議会等においても、必要な情報発信ができるよう支援します。	○情報提供の充実 ・ひとり親家庭等のための支援制度や相談窓口等を紹介するハンドブックの作成・配布 ・携帯電話やインターネット、新聞、テレビなど、各種媒体を活用し、ニーズに沿った情報の提供 ・市町村や関係団体等と連携した効果的な情報の提供	県ホームページによる周知	・県ホームページによる周知 ・窓口等でのハンドブックの配布	・ハンドブックを平成 27 年度に 15,000 部作成、平成 28 年度に 5,000 部増刷。 ・ハンドブックは窓口相談等で活用されており、市町村や関連団体から追加の送付依頼が多い。施策の周知に有効と認められる。
2	子ども・家庭テレフォン（※2）や女性相談（福祉総合相談センター）、すこやかダイヤル（県教育委員会）（※3）など、電話相談機関の周知を図ります。	（子ども・家庭テレフォンの周知）	電話相談 144 件	電話相談 105 件	・県ホームページによる周知。 ・相談件数は平成 29 年から減少傾向。

3		(女性相談の周知)	電話相談 1,288件 来所相談 1,972件	電話相談 1,463件 来所相談 2,097件	・相談件数はほぼ横ばい。 ・電話相談員を配置し、夜間・休日にも電話相談を受付。
4		(すこやかダイヤルの周知)	電話相談 764件	電話相談 544件 (メール相談 184件)	相談件数は減少傾向。
5	母子・父子自立支援員等の家庭訪問による相談対応や、関係機関との連携により地域に出向いた相談事業の実施や、就労等により日中の相談が難しいひとり親家庭等に柔軟に対応できる相談支援体制の整備を図り、相談機能の充実を図ります。	○相談機能の強化 ・個々の家庭の事情に合わせた相談機能の充実 ・母子・父子自立支援員等の家庭訪問による相談の対応	相談件数 6,516件 (出張個別 相談件数 41件)	相談件数 9,584件 (出張個別 相談件数 41件)	母子・父子自立支援員への相談件数は年々増加傾向。
6	母子・父子自立支援員等の資質向上のため、研修を継続して実施するとともに、各種研修への参加を促進します。	○相談機能の強化 ・母子・父子自立支援員等相談対応者の資質向上のための研修の実施	全国研修派遣人数 3名	全国研修派遣人数 2名 (H29～：支援者養成研修参加人数 137人)	ひとり親支援者養成研修は、参加者が増加。

※1 ファイナンシャル・プランナー：家計に関わる金融、税制、不動産、住宅ローンなどの幅広い知識を備え、相談者の目標が叶うよう一緒に考え、サポートする専門家のこと。

※2 子ども・家庭テレフォン：しつけや虐待等の子どもに関する電話相談を行っており、本県では、岩手県福祉総合相談センターに電話相談窓口が設置されています。

※3 すこやかダイヤル：子育てに関する様々な悩みについて電話相談を行っており、本県では、岩手県立生涯学習推進センターに電話相談窓口が設置されています。

(2) 就業支援対策の充実

【取組】

ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる就業支援講習会の実施のほか、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金（※1）等の拡充（修業年限の延長）などを行いました。

【現状】

就業支援策は、国、県、商工関係団体、母子・父子福祉団体等が行っているものの、依然として、母子家庭の非正規雇用率が高い状況にあります。

No.	施策の具体的推進	主要な施策	H27	H30	第3期計画の実績
7	「ひとり親家庭等就業・自立支援センター」の就業相談員により、地域の企業等に対し、ひとり親家庭の親に対する理解と協力を求める活動を行うとともに、求人開拓を行うことにより、就業支援を推進します。	○就業のための支援（ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業の充実） ・就業相談員による、ひとり親家庭の親に対する理解と協力を求める活動及び職場開拓のための企業訪問の実施 ・就業支援講習会等の実施	企業訪問数 51件 関係機関訪問数 199件 求人開拓数 59件 就業支援講習会受講者数 328人	企業訪問数 40件 関係機関訪問数 153件 求人開拓数 81件 就業支援講習会受講者数 303人	ひとり親家庭の就業に繋げるための講習会の利用は、減少傾向。
8	自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金等事業を実施し、受講費用の一部助成や、資格取得のために養成機関に在学する間の毎月の給付金や訓練手当の支給などを行うことにより、就業やキャリアアップに必要な技能や資格習得の機会を充実します。	○能力開発の支援 ・自立支援教育訓練給付金事業の実施 ・高等職業訓練促進給付金等事業の実施 ・母子父子寡婦福祉資金（※2）（技能習得資金等）の活用	自立支援教育訓練給付金：（1人、45,036円） 高等職業訓練促進給付金：（2人、1,928,000円）	自立支援教育訓練給付金：（1人、48,276円） 高等職業訓練促進給付金：（6人、3,788,000円）	・自立支援教育訓練給付金の利用者は横ばい。 ・高等職業訓練促進給付金の利用者は、件数は少ないもの利用金額は増加傾向。
9	ひとり親家庭の親を対象とした公共職業訓練等の実施により職業能力開発と就業支援を推進します。	○就業のための支援（公共職業安定所における支援） ・ハローワーク、マザーズハローワーク・マザーズコーナー（※3）等における就業及び職業訓練のあっせん	-	-	ひとり親家庭等就業・自立支援センターや広域振興局等が公共職業訓練の窓口を紹介しているが、実績を把握していない。

10		○能力開発の支援 ・公共職業訓練の推進 ・職業能力形成システム(ジョブ・カード制度) (※4) の推進	職業訓練受 講者：10人、 訓練手当： 10人 ジョブカー ド作成：10 人	職業訓練受 講者：6人 訓練手当： 10人 ジョブカー ド作成：16 人	・母子家庭の母等 を対象とした職 業訓練の実施状 況や、訓練手当の 支給数はほぼ横 ばい。
11	専門の相談員による、ひとり親家庭の親の転職・就職に関する情報提供、就職支援を行います。	○就業のための支援 (専門の相談員による就業相談) ・転職・就職に関する情報提供、就職支援	企業訪問 51件 関係機関訪 問 199件	企業訪問 40件 関係機関訪 問 153件	就業相談員による企業訪問やひとり親家庭の求人開拓は、減少傾向。
12	母子・父子自立支援員等は、母子・父子自立支援プログラムを策定し、公共職業安定所等と連携して、個々のひとり親家庭の生活実態やニーズに応じた就労支援を推進します。	○就業のための支援 ・母子・父子自立支援プログラム策定事業等の実施	プログラム 策定件数 13件	プログラム 策定件数 13件	母子・父子自立支援プログラムを策定状況は、横ばい。
13	福祉総合相談センターの女性相談、男女共同参画センターの相談事業、女性健康支援センター(保健所)での健康相談等により、ひとり親家庭等の心身の健康支援を充実します。	○就業のための支援 ・生活保護受給者等就労自立促進事業の実施	支援修了者 63人 就職者 53人	支援修了者 36人 就職者 26人	支援修了者数は減少傾向(岩手労働局所管)。
14		○就業機会創出のための支援 ・事業主に対する啓発活動・情報提供 ・商工関係団体等と連携した起業支援に関する情報提供 ・ひとり親家庭等就業・自立支援センターの就業相談員による企業訪問(再掲)	企業訪問 51件 関係機関訪 問 199件	企業訪問 40件 関係機関訪 問 153件	就業相談員による企業訪問やひとり親家庭の求人開拓は減少傾向。

※1 高等職業訓練促進給付金：ひとり親家庭の親が、経済的自立に効果的な資格を取得するため、養成機関等で就業する場合に、高等職業訓練促進給付金を支給しています。

※2 母子父子寡婦福祉資金：ひとり親家庭及び寡婦の生活の安定、子どもの福祉の増進を図るために無利子(又は低利子)で各種資金の貸付を行っています。

※3 マザーズハローワーク・マザーズコーナー：子育てをしながら就職を希望している方に対して、キッズコーナーの設置など子ども連れで来所しやすい環境が整備され、担当者制による職業相談や仕事と子

育ての両立がしやすい求人情報の提供などが行われています。

- ※4 職業能力形成システム(ジョブ・カード制度) : 正社員経験が少ない方々が正社員となる事を目指して、ハローワーク、ジョブカフェ等での、職務経験、学習歴・訓練歴、免許・取得資格等を記載した「ジョブ・カード」によるキャリア・コンサルティングを通じ、企業における実習と教育訓練機関等における座学を組み合わせて実践的な職業訓練(職業能力形成プログラム)を受講し、訓練終了後の評価結果である評価シートの交付を受け、「ジョブ・カード」に取りまとめ、常用雇用を目指した就職活動やキャリア形成に活用する制度のこと。

(3) 子育て支援・生活環境の整備

【取組】

福祉総合相談センター等における心身の健康支援や市町村における保育やファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ（※1）などによる子育て支援、日常生活支援事業の実施により、一時的な生活援助や子育て支援を行いました。

【現状】

日常生活支援事業の利用が低調となっているものの、保育や放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センターなどの子育て支援の取組が拡充されてきました。

No.	施策の具体的推進	主要な施策	H27	H30	第3期計画の実績
15	福祉総合相談センターの女性相談、男女共同参画センターの相談事業、女性健康支援センター（保健所）での健康相談等により、ひとり親家庭等の心身の健康支援を充実します。	○子育て支援の充実 ・女性相談等の充実強化 （男女共同参画センターの相談事業）	相談件数 1,888件	相談件数 1,497件	相談件数は減少傾向。
16		○子育て支援の充実 ・女性相談等の充実強化 （福祉総合相談センターの女性相談事業）	電話相談 1,288件 来所相談 1,972件	電話相談 1,463件 来所相談 2,097件	・相談件数は増加傾向。 ・電話相談員を配置し、夜間・休日にも電話相談を受付を実施。
17		○子育て支援の充実 ・女性相談等の充実強化 （女性健康支援センター（保健所）での健康相談）	相談件数 71件	相談件数 64件	相談者はひとり親に限らないが、相談件数は年度によって増減はあるものの、ほぼ横ばい。
18		○子育て支援の充実 ・子育て相談の充実強化（生涯学習推進センター）	電話相談 764件	電話相談 544件 （メール相談184件）	相談件数は年度によって増減があるものの、ほぼ横ばい。

19	<p>仕事と子育ての両立支援の充実を図るため、保育所への優先入所、放課後児童クラブの優先利用、保育ニーズに対応した保育所の整備、ファミリー・サポート・センター事業の拡充等を市町村に働きかけます。また、地域子育て支援センターや児童館、放課後児童クラブの利用促進により、育児不安の軽減を支援します。</p>	<p>○子育て支援の充実 ・保育所の優先入所の促進 ・放課後児童クラブ等の優先利用の促進 ・地域の子育て支援事業の活用の促進 (地域子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター、子育て短期支援事業など)</p>	<p>利用料軽減措置実施市町村数：17市町村 地域子育て支援拠点事業実施市町村数：30市町村 子育て短期支援事業実施市町村：8市 ファミリー・サポート・センター事業実施市町村：11市町村</p>	<p>利用料軽減措置実施市町村数：12市町村 地域子育て支援拠点事業実施市町村：30市町村 子育て短期支援事業実施市町村：10市 ファミリー・サポート・センター事業実施市町村：13市町村</p>	<p>・市町村における利用料軽減措置実施数は、平成28年以降、横ばい。 ・保育所におけるひとり親家庭の子の優先入所は各市町村で実施。 ・地域子育て支援事業等の実施については、変わりなし。</p>
20	<p>一時的な生活援助や子育て支援等を家庭生活支援員が行う、日常生活支援事業の活用を促進します。</p>	<p>○子育て支援の充実 ・ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施及び利用の促進</p>	<p>利用件数 23回</p>	<p>利用件数 8回</p>	<p>平成29年度から盛岡市が独自に実施しているため、県の利用件数は減少。利用希望に対し支援を提供できる家庭生活支援員の確保が困難な状況。</p>
21	<p>あんしん賃貸支援事業の周知や公営住宅の優先入居を確保するなど、住宅の確保に対する支援の充実を図ります。</p>	<p>○生活環境の整備 ・公営住宅の優先入居の推進 ・あんしん賃貸支援事業の推進</p>	<p>定期募集数 5回 住宅登録個数 752戸</p>	<p>定期募集数 5回 住宅登録個数 2戸</p>	<p>平成30年度からあんしん賃貸支援事業に代わって、セーフティネット住宅の登録制度を実施。登録件数は年々増加。 施設利用世帯数は横ばい。</p>
22		<p>○生活環境の整備 ・母子生活支援施設の利用の促進</p>	<p>施設利用世帯数 4世帯</p>	<p>施設利用世帯数 5世帯</p>	

※1 放課後児童クラブ：保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。

(4) 養育費確保の推進

【取組】

養育費相談員の配置や弁護士による法律相談を行うなど、子どもの成長を支える養育費の確保に向け、支援を行いました。

【現状】

平成30年度における養育費の受給世帯は、母子世帯では33.7%であり、平成25年度調査から8.2ポイント改善しましたが、受給していない世帯が依然として多い状況にあります。

No.	施策の具体的推進	主要な施策	H27	H30	第3期計画の実績
23	「ひとり親家庭等就業・自立支援センター」に配置した養育費相談員による相談活動を実施します。また、養育費相談員や母子・父子自立支援員への研修によりその資質の向上を図ります。	○相談体制の確保 ・養育費相談員による相談活動の充実	相談件数 111件	相談件数 198件	相談件数は増加傾向。
24	弁護士による無料法律相談を県内各地で実施し、専門的な相談支援を行います。	○相談体制の確保 ・特別相談事業(法律相談)の実施	開催回数 59回 相談延べ件数 114件	開催回数 53回 相談延べ件数 70件	相談延べ件数は減少傾向。
25	厚生労働省委託事業である養育費・面会交流相談支援センターと連携し、きめ細やかな相談支援を行います。	○相談体制の確保 ・養育費・面会交流相談支援センターと連携した相談の支援	-	-	ひとり親家庭等就業・自立支援センターが必要に応じて養育費・面会交流相談支援センターを紹介しているが、実績を把握していない。
26	養育費相談や法律相談に関する普及啓発を図り、その利用を促進します。	○情報提供の充実 ・養育費に関する情報提供の充実	チラシ、県政番組等による広報	チラシ、県政番組等による広報	各媒体による情報発信を継続して実施。

(5) 経済的支援の充実

【取組】

児童扶養手当（※1）の適切な支給や母子父子寡婦福祉資金（※2）の貸付けを行うとともに、ひとり親家庭に対する医療費助成を行うなど、経済的支援に取り組みました。

【現状】

特に母子家庭において、依然として所得の低い世帯が多く、家計と仕事についての悩みを持つひとり親家庭が多い状況にあります。

No.	施策の具体的推進	主要な施策	H27	H30	第3期計画の実績
27	児童扶養手当や児童手当（※2）は、ひとり親家庭への経済的支援策として国で定めた制度であり、適切に支給を行います。	○児童扶養手当の支給 ・児童扶養手当制度の周知と適切な支給	支給延べ人数 11,698人 支給額 5,359,030千円	支給延べ人数 10,448人 支給額 5,091,070千円	支給延べ人数、支給額ともに減少傾向。
28	ひとり親家庭等の自立や子どもの修学等のため、母子父子寡婦福祉資金や生活福祉資金（※3）を効果的に活用できるよう、情報提供を充実するとともに、適正な貸付・支給事務に努めます。	○母子父子寡婦福祉資金による支援 ・母子父子寡婦福祉資金の情報提供と適正な貸付	貸付件数 319件	貸付件数 314件	資金の利用者は横ばい～減少傾向。
29	ひとり親家庭の心身の健康増進と生活の安定を図るため、一定額以上の医療費の自己負担額の一部を助成します。	○医療費の助成 ・ひとり親家庭医療費助成事業の促進	助成件数 199,173件 助成額 491,670千円	助成人数 27,642件 助成額 237,766千円	一般家庭等への医療費助成の拡充に伴い助成数は減少している。

※1 児童扶養手当：離婚によるひとり親世帯など、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする制度のこと。

※2 児童手当：中学校卒業までの児童を養育している方に支給されます。

※3 生活福祉資金：低所得世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯に対し、各種資金の貸付と必要な相談支援を行っています。

(6) 被災遺児の家庭の支援の充実

【取組】

被災遺児の家庭支援については、いわての学び希望基金（※1）給付金や奨学金等の支給を行うとともに、被災遺児の家庭の交流事業などを行いました。

【現状】

奨学金の給付件数や相談件数は減少していますが、被災遺児の年齢の上昇に伴うものであり、引き続き支援が必要です。

No.	施策の推進方向	主要な施策	H27	H30	第3期計画の実績
30	いわての学び希望基金給付金・奨学金等や児童扶養手当の給付により、被災遺児の家庭の経済的支援を行います。	○いわての学び希望基金給付金・奨学金等の支給 ・奨学金の情報提供と適切な支給 ・いわての学び希望基金教科書購入費等給付の情報提供と適切な支給	奨学金給付実績 479人、 8,540,000円 教科書代等給付実績 1,087人、 59,339,887円	奨学金給付実績 364人、 282,580,000円 教科書代等給付実績 687人、 75,905,498円	給付実績は横ばい（ひとり親家庭以外も対象）。
31	いわての学び希望基金給付金・奨学金等や児童扶養手当の給付により、被災遺児の家庭の経済的支援を行います。	○いわての学び希望基金給付金・奨学金等の支給 ・いわての学び希望基金給付金の情報提供と適切な支給	-	-	事業終了
32	被災遺児の家庭の生活相談や子どもの養育相談に対応し、各種支援制度の情報を提供するため、専門の相談員を沿岸広域振興局に配置し、相談体制の充実に努めます。	○被災遺児の家庭の相談体制の充実 ・専門の相談員による相談や情報提供	相談件数 2,820件	相談件数 1,152件	遺児の年齢が上がっていることから、相談件数は減少。
33	被災遺児の家庭の交流事業を実施することにより、不安感や喪失感の軽減を図ります。	○被災遺児の家庭の交流事業の実施 ・被災遺児の家庭の交流事業の推進	事業実施回数 18回	事業実施回数 16回	遺児の年齢が上がっていることから、実施回数は減少傾向。

このような状況を踏まえ、ひとり親家庭の親等が利用しやすい相談体制を再構築するとともに、各種支援制度や事業の周知方法について工夫を行い、より効果的な情報発信を行うなど、さらなる支援策の充実に努めていきます。

※1 いわての学び希望基金：東日本大震災津波で親を失った子どもたちなどの「暮らし」と「学び」を支援するため、平成23年6月に岩手県が設置し、国内外から多くのご寄附をいただいています。

第3 推進方策

1 相談機能の充実

ひとり親家庭等の様々な困りごとに対応できる環境を構築します

【目指す姿】

ひとり親家庭の親等が、就労や子育てに必要な情報を手軽に得ることができるとともに、身近なところで自立に向けた施策の活用などの相談ができています。

【課題等】

- 就業率が高く、時間や家計に余裕がないひとり親家庭等が、地域の中で孤立することなく、必要なときに必要なサービスを活用できるような相談体制の整備が求められています。
- ひとり親家庭等からの相談は、就労や子育て、養育費、家計管理など、多岐にわたることから、広域振興局等に配置されている「母子・父子自立支援員」や、「ひとり親家庭等就業・自立支援センター」に配置している相談員等が多様な相談に対応できるよう、資質の向上が求められています。
- 教育機関においても、困難な課題を抱える子どもに対する相談機能の拡充が求められています。
- ひとり親家庭等においては、各種福祉制度の利用度や認知度が低い状況にあり、就業率が高く、様々な課題を抱えるひとり親家庭の親等が必要なときに必要なサービスを活用できるような体制整備が必要であるとともに、効果的な情報発信が求められています。

【施策の推進方向】

- ひとり親家庭等の多様なニーズに対応し、支援が必要な家庭のサービスの有効活用を促進するため、ひとり親家庭の支援に取り組む関係機関等のネットワークを構築するとともに、民間団体や関係機関の緊密な連携による包括的な相談支援体制を整備し、伴走型の支援を推進します。〔子ども子育て支援室〕
- 母子・父子自立支援員等の資質向上を図るため、民間団体とも連携を図りながら、研修を継続して実施するとともに、各種研修への参加を推進します。〔子ども子育て支援室〕
- スクールカウンセラー（※1）やスクールソーシャルワーカー（※2）を配置し、学校を窓口とした教育相談機能の充実を図ります。〔学校調整課〕
- 子ども・家庭テレフォンや女性相談（福祉総合相談センター）、すこやかダイヤル（県教育委員会）など、電話相談機関の周知を図ります。〔子ども子育て支援室、岩手県立生涯学習推進センター〕
- 母子・父子自立支援員等の家庭訪問による相談対応や、関係機関との連携により地

域に出向いた相談事業の実施や、就労等により日中の相談が難しいひとり親家庭等に柔軟に対応できる相談支援体制の整備を図り、相談機能の充実を図ります。〔子ども子育て支援室〕

- ひとり親家庭等のための支援制度や相談窓口等を紹介するガイドブックを作成し相談窓口で案内を徹底することや多様な広報媒体を通じ、公的支援制度の積極的な周知・広報を行います。また、市町村や岩手県母子寡婦福祉連合会、岩手県社会福祉協議会等においても、必要な情報発信ができるよう支援します。〔子ども子育て支援室〕

【主な施策内容】

主な施策	母子	父子	寡婦
(1) 相談機能の強化			
○ 相談体制の充実			
・ ひとり親家庭等の多様なニーズに対応し、支援が必要な家庭のサービスの有効活用を促進するため、ひとり親家庭の支援に取り組む関係機関等のネットワークを構築するとともに、民間団体や関係機関の緊密な連携による包括的な相談支援体制を整備し、伴走型の支援を推進します。	○	○	○
・ 母子・父子自立支援員等、ひとり親家庭への相談支援を行う支援者の資質向上のための研修を実施します。	○	○	○
・ ひとり親家庭の家計管理を支援するため、ファイナンシャル・プランナーによる家計管理・生活支援講習会及び個別相談を実施します。	○	○	○
・ 母子・父子自立支援員等が家庭訪問を行い、就労や生活に関する相談対応を行います。	○	○	○

○ 学校等における相談機能の充実			
・ スクールソーシャルワーカーの配置及び周知による生活困窮世帯の子どもへの早期段階での生活支援や福祉関係機関との連携を図ります。	○	○	
・ スクールカウンセラーの配置による児童生徒への感情や情緒面での支援を行います。	○	○	
(2) 情報提供の充実			
・ ひとり親家庭等のための支援制度や相談窓口等を紹介するガイドブックを作成し相談窓口で案内を徹底することや多様な広報媒体を通じ、公的支援制度の積極的な周知・広報を行います。	○	○	○
・ 携帯電話やインターネット、新聞、テレビなど、各種媒体を活用し、ひとり親家庭等の多様なニーズに沿った情報を提供します。	○	○	○
・ 市町村広報誌での掲載や、市町村担当課、ハローワーク等と連携した効果的な情報提供を行います。	○	○	○

【相談機能の充実に関する指標】

	指標	現状値 (H30 年度)	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	目標値 (R6 年度)
(1)	困りごとの相談相手が「欲しい」と回答したひとり親世帯の親の割合 (%)	母子 28.7 父子 36.4	—	—	—	母子 17.7 父子 34.5	—

※1 スクールカウンセラー：学校における教育相談体制の充実や教員の資質向上及び東日本大震災津波で心にダメージを負った幼児児童生徒のこころのサポートを図ることを目的に設置されている専門職のこと。

※2 スクールソーシャルワーカー：いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う専門職のこと。

2 就業支援対策の充実

ひとり親家庭等の自立に向けた就業と生活の向上を支援します

【目指す姿】

ひとり親家庭の親が、必要な能力や資格を身に付け、就労により経済的に自立し、充実した生活を送っています。

【課題等】

- ひとり親家庭等の親の就業は、依然として厳しい状況にあり、勤務条件等を理由に転職を希望する世帯の割合も高くなっています。
- 就学援助世帯の6割を母子家庭が占めるなど、母子家庭の収入が低い状況にあります。
- 母子家庭の親は、両親のいる家庭や父子家庭に比べ、フルタイム（正規職員）で就労している割合が低く、収入が中央値よりも低い母子家庭の親では、パート・アルバイトの割合が最も高くなっています。
- 母子家庭の保護者は、両親のいる家庭や父子家庭に比べ生活向上のための資格取得や教育の機会の充実に対するニーズが高くなっています。
- 就職に有利となる情報の提供や、就労に関する相談窓口の周知が必要です。
- 就業やキャリアアップにつながる資格取得のための支援や、職業訓練・講習会などを充実することが必要です。
- ひとり親家庭の親は、子どもの養育などのため、柔軟な就労時間の取得が可能な職場環境であることが求められることから、事業主の理解を求め、環境を整えていくことが必要です。
- 各種給付金等の公的支援制度が十分に活用されていないことから、効果的な周知が必要です。

【施策の推進方向】

- ひとり親家庭の支援に取り組む関係機関等のネットワークを構築し、民間団体や関係機関の連携により、ひとり親家庭の保護者のスキルアップや就労を包括的に支援します。〔子ども子育て支援室〕
- 再就職に向けて必要な知識、技術等を取得するため、民間教育訓練機関や職業能力開発施設において、ハローワークで求職活動を行っている求職者を対象とした訓練や、子育て・介護等により長期間、離職していた女性を対象とした短期講習を実施します。〔定住推進・雇用労働室〕
- ジョブカフェいわて及び地域ジョブカフェ等を拠点として、就業に関する情報提供やキャリアカウンセリングを通じて、保護者等の就業を支援します。〔定住推進・雇用労働室〕
- ひとり親家庭等就業・自立支援センターの就業相談員による、ひとり親家庭の親に対する理解と協力を求める活動及び職場開拓のための企業訪問の実施や、同センター

における就業支援講習会等の実施により就業支援を推進します。〔子ども子育て支援室〕

- いわてで働こう推進協議会（※1）を核とした「いわて働き方改革推進運動」の展開により、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得率向上、完全週休2日制普及等の働き方改革の取組を推進します。〔定住推進・雇用労働室〕
- 仕事と子育ての両立を支援する企業の認証・表彰の実施などにより、子育てにやさしい職場環境づくりを支援します。〔子ども子育て支援室〕
- 母子・父子自立支援員等による個々の事情に応じた自立支援プログラムの策定を通じた、きめ細やかな就労支援を行うほか、岩手労働局等の関係機関とも連携を図りながら支援します。〔子ども子育て支援室〕
- 生活困窮者自立相談支援機関や生活保護の実施機関において、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等の連携、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を行います。〔地域福祉課〕
- いわて男女共同参画プランに基づき、母子家庭の保護者をはじめとする女性の職業生活における活躍を支援するとともに、雇用の場における、男女均等な機会及び待遇の確保を推進します。〔若者女性協働推進室、定住推進・雇用労働室〕
- いわて女性活躍推進員の配置により、いわて女性活躍企業等認定制度（※2）を更に普及するなど、女性が活躍できる職場環境づくりを促進します。〔若者女性協働推進室〕
- 障がいのある保護者が就業や生活面で不当な差別を受けることがなく、合理的配慮がなされるように普及啓発に努めるほか、障がい者就業・生活支援センターにおいて、関係機関との連携のもとに、就業面と生活面の一体的な支援を行います。〔障がい保健福祉課〕
- ひとり親家庭の親に対し、自立支援教育訓練給付金事業（※3）や高等職業訓練促進給付金等事業（※4）を実施し、就業やキャリアアップに必要な技能や資格の取得機会の充実を図るとともに、高等職業訓練促進給付金等事業の利用者に入学準備金や就職準備金の貸付による支援を行い、就業を促進します。〔子ども子育て支援室〕
- 高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親家庭の親を支援するとともに、自立支援教育訓練給付金事業等の活用により、親の学び直しの視点も含めた就業支援を推進します。〔子ども子育て支援室〕
- 就業、求職活動、疾病などにより一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等により子どもの世話などを行い、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活することができる環境整備を図ります。〔子ども子育て支援室〕
- 生活保護を受給している保護者が早期に就労による保護脱却を図れるよう、積極的な求職活動を支援する就労活動促進費や保護脱却直後の不安定な生活を支える就労自立給付金の支給等を行います。〔地域福祉課〕
- 生活保護を受給しているひとり親家庭の親が、高等学校等への就学を希望する場合には、一定の要件の下、就学に係る費用（高等学校等就学費）を支援します。〔地域福祉課〕
- 保育所の施設整備を計画的に進めていくとともに、保育士・保育所支援センターに

よる潜在保育士の再就職支援や、保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金の貸付け等により保育士確保を推進し、待機児童の解消を図ります。〔子ども子育て支援室〕

- 放課後児童クラブをはじめとする地域子ども・子育て支援事業(※5)を支援し、地域の実情に応じて実施する多様な保育サービス等の充実を図ります。〔子ども子育て支援室〕
- ひとり親家庭の子どもの保育等を確保するため、保育所や放課後児童クラブにおける優先入所・利用が促進されるよう市町村に働きかけを行います。〔子ども子育て支援室〕
- 幼児教育の保育料について、幼児教育・保育の無償化のほか、同時入所第3子以降の無償化など、その負担軽減が図られてきていますが、より一層、保護者の負担軽減が図られるよう、国に要望します。〔子ども子育て支援室〕
- 放課後児童クラブの児童の安全や質を確保するために、市町村の条例で定めた放課後児童支援員が適切に配置されるよう、市町村を支援します。〔子ども子育て支援室〕
- 放課後児童クラブの運営に係る国庫補助基準額の引き上げなど財政支援の充実について国に要望します。〔子ども子育て支援室〕
- ひとり親家庭等のための支援制度や相談窓口等を紹介するガイドブックを用い窓口で案内を徹底することや多様な広報媒体を通じ、公的支援制度の積極的な周知・広報を行います。〔子ども子育て支援室〕

【主な施策内容】

主な施策	母子	父子	寡婦
(1) 就業のための支援			
○ 相談体制の充実			
・ ひとり親家庭等の多様なニーズに対応し、支援が必要な家庭のサービスの有効活用を促進するため、ひとり親家庭の支援に取り組む関係機関等のネットワークを構築するとともに、民間団体や関係機関の緊密な連携による包括的な相談支援体制を整備し、伴走型の支援を推進します。	○	○	○
○ 母子家庭の親のフルタイムの就労支援			
・ 保育所整備を計画的に進めるとともに、放課後児童クラブをはじめとする地域の実情に応じた多様なサービスの充実を図ります。	○		
○ キャリアカウンセリング等による就労支援			
・ ジョブカフェいわて及び地域ジョブカフェ等を拠点として、就業に関する情報提供やキャリアカウンセリングを通じて、ひとり親の就業を支援します。	○	○	

○ ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業の充実			
・ 就業相談員による、ひとり親家庭の親に対する理解と協力を求める活動及び職場開拓のための企業訪問を実施します。	○	○	○
・ 就業支援講習会等を実施します。	○	○	○
○ 専門の相談員による就業相談			
・ 母子・父子自立支援員による個々の事情に応じた自立支援プログラムの策定を通じ、就労支援を行います。	○	○	○
・ ひとり親家庭等就業・自立支援センターの就業相談員による転職・就職に関する情報提供、就職支援を行います。	○	○	○
○ 公共職業安定所における支援			
・ マザーズハローワーク・マザーズコーナー等における就業及び職業訓練のあっせんを実施します。	○	○	○
○ 生活保護受給者等就労自立促進事業を実施します。	○	○	○
(2) 能力開発の支援			
・ ひとり親家庭等の親の職業能力の向上のため、パソコンや介護などの就業支援講習会等を実施します。	○	○	○
・ ひとり親家庭の親の主体的な能力開発を支援するため、資格取得講座の受講経費の一部を補助する自立支援教育訓練給付金事業を実施します。	○	○	○
・ 看護師等の資格取得に向け1年以上修業する場合の生活の負担軽減のため、高等職業訓練促進給付金等事業を実施します。	○	○	○
・ 就業に必要なスキルや知識などを習得するため、公共職業訓練を推進します。	○	○	○
・ 職業能力形成機会に恵まれないひとり親家庭等の親を支援するため、職業能力形成システム(ジョブ・カード制度)を推進します。	○	○	○
・ ひとり親家庭等の親の資格取得を支援するため、必要経費を無利子又は低利で融資する母子父子寡婦福祉資金(技能習得資金等)の活用を図ります。	○	○	○
・ 生活保護を受給しているひとり親家庭の親が、高等学校等に就学する場合に、一定の要件の下、就学に係る費用を支援します。	○	○	○
(3) 就業機会創出のための支援			
・ 事業主に対する啓発活動・情報提供を実施します。	○	○	○
・ 商工関係団体等と連携した起業支援に関する情報提供を実施します。	○	○	○

<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭等就業・自立支援センターの就業相談員による企業訪問を実施します。 	○	○	○
(4) 情報提供の充実			
<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭等のための支援制度や相談窓口等を紹介するガイドブックを用い窓口で案内を徹底することや多様な広報媒体を通じ、公的支援制度の積極的な周知・広報を行います。 	○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> 携帯電話やインターネット、新聞、テレビなど、各種媒体を活用し、ひとり親家庭等の多様なニーズに沿った情報を提供します。 	○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> 市町村広報誌での掲載や、市町村担当課、ハローワーク等と連携した効果的な情報提供を行います。 	○	○	○

【就業支援対策の充実に関する指標】

	指標	現状値 (H30年度)	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	目標値 (R6年度)
(1)	離職者等を対象とした職業訓練の女性受講者の就職率 (%)	76.6 (H29)	84.0 (H30)	84.0 (R元)	84.0 (R2)	—	—
(2)	えるぼし認定企業・いわて女性活躍認定企業等数 (社) 〔累計〕	86	160	200	240	—	—
(3)	母子世帯の親の正規の職員・従業員の割合 (%)	48.0	—	—	—	50.3	—
(4)	保育を必要とする子どもに係る利用定員 (人) (※4月1日時点)	31,302	32,128	32,546	32,970	—	—
(5)	放課後児童クラブ設置数 (箇所) (※5月1日時点)	385	419	437	456	—	—
(6)	いわて子育てにやさしい企業等認証の認証数 (事業者) 〔累計〕	123	215	265	315	—	—

-
- ※1 いわてで働こう推進協議会：若者や女性の県内就職及び就業支援の充実を図り、県内就業者の拡大を通じて、岩手県の産業振興と人口減少の歯止めに資するための関係機関で構成する推進組織のこと。
 - ※2 いわて女性活躍企業等認定制度：女性の活躍推進に向けて積極的に取り組む企業等を「いわて女性活躍認定企業等」として認定します。
 - ※3 自立支援教育訓練給付金事業：母子家庭の母及び父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭等の自立の促進を図るため、母子家庭の母又は父子家庭の父が、教育訓練給付の指定講座を受講する場合、その受講料の一部を支給するものです。
 - ※4 高等職業訓練促進給付金等事業：母子家庭及び父子家庭の生活の安定に資する資格の取得を促進するため、資格取得に係る養成訓練の受講期間のうち一定の期間について、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にするための高等職業訓練促進給付金等を支給するものです。
 - ※5 地域子ども・子育て支援事業：市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する、延長保育や放課後児童クラブなどの事業です。

3 子育て支援・生活環境の整備、子どもへの支援の充実

いきいきと安心して暮らせる環境をつくります

【目指す姿】

ひとり親家庭等が、仕事と子育てを両立させながら、地域の中で孤立することなく充実した生活を送り、子どもが健全に成長しています。

【課題等】

- ひとり親家庭は、子どもの養育と家計をひとりで抱えているため、育児や生活、健康面等について、負担や不安を感じている場合があり、地域の中で孤立することなく安心して暮らせるための支援が必要です。
- 仕事と子育ての両立のため、ニーズに応じた保育所の優先入所等が確保されていることが必要です。
- 一時的な生活援助や子育て支援等を家庭生活支援員が行う日常生活支援事業の認知度・利用度が低い状況にあり、周知と体制の充実が必要です。
- 住居について悩んでいる家庭も多く、低い家賃で住める住宅の充実に対するひとり親家庭のニーズが高くなっている等、子育てしやすい住宅の情報提供等の支援の充実が求められています。
- ひとり親家庭の親は、土日・祝日出勤が定期的にある割合が高い傾向にあることから、ひとり親家庭の子どもたちが、一人でも安心して過ごすことができる居場所づくりや、家庭学習の支援などが必要です。

【施策の推進方向】

- ひとり親家庭等の多様なニーズに対応し、支援が必要な家庭のサービスの有効活用を促進するため、ひとり親家庭の支援に取り組む関係機関等のネットワークを構築するとともに、民間団体や関係機関の緊密な連携による包括的な相談支援体制を整備し、伴走型の支援を推進します。〔子ども子育て支援室〕
- 仕事と子育ての両立支援の充実を図るため、保育所への優先入所、放課後児童クラブの優先利用、保育ニーズに対応した保育所の整備、ファミリー・サポート・センター事業の拡充等を市町村に働きかけます。また、地域子育て支援センターや児童館、放課後児童クラブの利用促進を図ります。〔子ども子育て支援室〕
- いわてで働こう推進協議会を核とした「いわて働き方改革推進運動」の展開により、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得率向上、完全週休2日制普及等の働き方改革の取組を推進します。〔定住推進・雇用労働室〕
- 仕事と子育ての両立を支援する企業の認証・表彰の実施などにより、子育てにやさしい職場環境づくりを支援します。〔子ども子育て支援室〕
- 福祉総合相談センターの女性相談、男女共同参画センターの相談事業、女性健康支援センター（保健所）での健康相談等により、ひとり親家庭等の心身の健康支援を充実します。〔子ども子育て支援室、若者女性協働推進室〕

- 放課後児童クラブの児童の安全や質を確保するために、市町村の条例で定めた放課後児童支援員（※1）が適切に配置されるよう市町村を支援するとともに、放課後児童クラブの運営に抱える国庫補助基準額の引き上げなど財政支援の充実について国に要望します。〔子ども子育て支援室〕
- 幼児教育の保育料について、養育教育・保育の無償化のほか、同時入所第3子以降の無償化など、その負担軽減が図られていますが、より一層、保護者の負担軽減が図られるよう国に要望します。〔子ども子育て支援室〕
- 一時的な生活援助や子育て支援等を家庭生活支援員が行う、ひとり親家庭等日常生活支援事業の活用を促進するため、制度の周知と支援員の拡充を図ります。〔子ども子育て支援室〕
- 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（セーフティネット住宅（※2））の周知及び住宅登録の推進や、公営住宅への入居者募集実施に係る優先入居枠の設定などにより、居住の確保を支援します。〔建築住宅課〕
- 子ども食堂などの「子どもの居場所」を全市町村へ拡大するため、子どもの居場所づくりに取り組む団体の連携組織である「子どもの居場所ネットワークいわて」を通じた開設・運営に関する支援や、市町村と連携した立上げ等への補助を実施し、子どもの居場所づくりを行う民間団体等を支援します。〔子ども子育て支援室〕

【主な施策内容】

主な施策	母子	父子	寡婦
(1) 子育て支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ ひとり親家庭等の多様なニーズに対応し、支援が必要な家庭のサービスの有効活用を促進するため、ひとり親家庭の支援に取り組む関係機関等のネットワークを構築するとともに、民間団体や関係機関の緊密な連携による包括的な相談支援体制を整備し、伴走型の支援を推進します。〔再掲〕 ・ 保育所の優先入所、放課後児童クラブ等の優先利用や地域の子育て支援事業の活用について、市町村へ働きかけます。 ・ 地域子育て支援センターや児童館、放課後児童クラブの利用促進を図ります。 ・ 女性相談等の充実強化を図ります。 (福祉総合相談センターの女性相談、男女共同参画センターの相談事業など) ・ 子育て相談の充実強化を図ります。 (福祉総合相談センター、各児童相談所、子ども・家庭テレフォンなど) ・ ひとり親家庭等日常生活支援事業について、制度の周知 	○	○	○

と家庭生活支援員の拡充を図ります。			
(2) 生活環境の整備			
・ セーフティネット住宅の周知及び住宅登録の推進や、公営住宅への入居者簿募集に係る優先入居枠の設定、母子福祉資金貸付金等の住宅資金や転宅資金の貸付け等を通じ、住まいの確保を支援します。	○	○	○
・ 盛岡市と連携し、母子生活支援施設の利用促進を図ります。	○		
(3) 子どもへの支援			
・ 子どもの居場所づくりに取り組む「子どもの居場所ネットワークいわて」を通じた開設・運営に関する支援や、市町村と連携した立ち上げ等への補助を実施し、子どもの居場所づくりを行う民間団体等を支援します。	○	○	—
・ ひとり親家庭の子どもの保育等を確保するため、保育所や放課後児童クラブにおける優先入所を促進します。【再掲】	○	○	—

【子育て支援・生活環境の整備、子どもへの支援の充実に関する指標】

	指標	現状値 (H30年度)	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	目標値 (R6年度)
(1)	困りごとの相談相手が「欲しい」と回答したひとり親世帯の親の割合 (%)	母子 28.7 父子 36.4	—	—	—	母子 17.7 父子 34.5	—
(2)	保育を必要とする子どもに係る利用定員 (人) (※4月1日時点) 【再掲】	31,302	32,128	32,546	32,970	—	—
(3)	いわて子育てにやさしい企業等認証の認証数 (事業者) [累計]	123	215	265	315	—	—
(4)	子ども食堂など子どもの居場所づくりに取り組む市町村数 (市町村)	16	24	29	33	—	—

-
- ※1 放課後児童支援員：放課後児童クラブの指導のための専門資格であり、配置が義務付けられています。
 - ※2 セーフティネット住宅：「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の規定による登録制度であり、規模・設備などの一定の基準を満たした賃貸住宅などを都道府県等が登録し、入居を希望する住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯など）に広く情報の提供を行っています。

4 養育費確保の促進

かけがえのない子どもたちの未来をつくる養育費確保を促進します

【目指す姿】

ひとり親家庭が、子どもの養育費等について、当事者間の十分な話し合いにより円滑に取り決めることができ、生活の安定が図られています。

【課題等】

- 養育費の取り決めについて、そのケースにより複雑で難しい場合があるため、当事者間の話し合いを円滑に進めるための養育費相談員や専門家による相談支援を行っていく必要があります。
- ひとり親家庭における養育費の取り決め状況は低く、養育費の制度そのものを周知していく必要があります。

【施策の推進方向】

- 「ひとり親家庭等就業・自立支援センター」に配置した養育費相談員による相談活動について、多忙なひとり親家庭の親が利用しやすいよう相談時間の柔軟な運用などに取り組みます。また、養育費相談員や母子・父子自立支援員への研修によりその資質の向上を図ります。〔子ども子育て支援室〕
- 弁護士による無料法律相談を県内各地で実施し、専門的な相談支援を行います。〔子ども子育て支援室〕
- 厚生労働省委託事業である養育費・面会交流相談支援センターと連携し、きめ細やかな相談支援を行います。〔子ども子育て支援室〕
- 養育費相談や法律相談に関する普及啓発を図り、その利用を促進します。〔子ども子育て支援室〕

【主な施策内容】

主な施策	母子	父子	寡婦
(1) 相談体制の確保			
・ 養育費相談員による相談時間の柔軟な運用など、相談活動の充実を図ります。	○	○	
・ 特別相談事業(法律相談)を実施します。	○	○	○
・ ひとり親家庭等就業・自立支援センターの養育費相談員が、養育費・面会交流相談支援センターと連携して相談支援を行います。	○	○	
(2) 情報提供の充実			
・ 市町村の窓口において、離婚する当事者に対して養育費	○	○	

<p>に関するパンフレットを配布することにより、養育費制度の周知啓発を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間を含めた関係機関とのネットワークと連携し、養育費に関する情報提供の充実を図ります。 	○	○	
--	---	---	--

【養育費確保の促進に関する指標】

	指標	現状値 (H30 年度)	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	目標値 (R6 年度)
(1)	養育費の取り決め をしている割合 (%)	母子 50.1 父子 20.8	—	—	—	母子 54.2 父子 21.1	—

5 経済的支援の充実

ひとり親家庭等の家計と生活を下支えします

【目指す姿】

ひとり親家庭等が、ひとり親家庭等に対する経済的支援としての手当制度等の充実により、経済的に安定した生活を送っています。

【課題等】

- ひとり親家庭では、依然として収入の低い世帯が多い状況にあり、母子家庭・父子家庭ともに、困っていることは「家計について」が最も多く、子どもに関する悩みでは、「教育費」が最も多くなっています。
- ひとり親家庭では、両親のいる家庭に比べ、経済的な理由により電気・ガス・水道を止められた、生活費を金融機関などから借金したなど、生活への影響が大きい経験をした割合が高くなっています。
また、今後、急激な社会・経済状況の変化に伴い、収入の減少などの影響が生じることも懸念されます。
- 母子家庭の親は、両親のいる家庭及び父子家庭に比べ、経済的な理由により子どもの服や靴を買えなかったなど、子どもに直接影響が及ぶ経験をした割合が高くなっています。
- 経済的な理由による影響が、世帯全体の生活に現れた場合に比べ、子どもに直接現れた場合に、子どもの幸福感・自己肯定感との関連性がより大きいことが窺えます。
- 世帯類型に関わらず、子どもの教育のための経済的支援に対する保護者のニーズが高いほか、親と18歳未満の子のみの母子家庭・父子家庭の親では、日頃の生活のための経済的支援のニーズが高くなっています。
- 就学援助世帯や、母子家庭・父子家庭の親に、経済的な支援制度の周知が行き届いていません。

【施策の推進方向】

- ひとり親家庭等の多様なニーズに対応し、支援が必要な家庭のサービスの有効活用を促進するため、ひとり親家庭の支援に取り組む関係機関等のネットワークを構築するとともに、民間団体や関係機関の緊密な連携による包括的な相談支援体制を整備し、伴走型の支援を推進します。〔子ども子育て支援室〕
- ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援する児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当等の制度の周知に努め、円滑な事務の履行に努めます。〔子ども子育て支援室〕
- 生活福祉資金の貸付けを通じて、低所得者世帯等の生活の安定と経済的自立を支援します。〔地域福祉課〕
- ひとり親家庭等に対し、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付事務の円滑な履行と周知に努め、生活の安定と子どもの進学・就業等を支援します。〔子ども子育て支援室〕
- ひとり親家庭の親に対し、自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金

等事業を実施し、就業やキャリアアップに必要な技能や資格の取得機会の充実を図るとともに、高等職業訓練促進給付金等事業の利用者に入学準備金や就職準備金の貸付による支援を行い、就業を促進します。〔子ども子育て支援室〕

- 生活保護世帯に対し、経済的な支援を行うとともに、自立に向けた支援を行います。〔地域福祉課〕
- 将来の子の進学に備えた教育費の確保等、計画的で安定した家計管理を行えるよう、ひとり親家庭の親のお金や家計管理に関する相談に対応するため、ファイナンシャルプランナー等による講習会や個別相談を実施します。〔子ども子育て支援室〕
- 経済的な支援制度が必要な世帯に漏れなく活用されるよう制度等の周知を図ります。就学を希望する全ての生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯への授業料を免除する高等学校等就学支援金制度を着実に実施するとともに、低所得世帯における授業料以外の教育費負担を軽減する奨学のための給付金支給事業を実施します。また、新たに高等学校等専攻科における低所得世帯への授業料等負担軽減事業を実施します。〔学事振興課、教育企画室〕
- 高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親家庭の子どもを経済的に支援します。〔子ども子育て支援室〕
- 子育て世帯の適正な医療の確保が図られるよう、子ども、ひとり親家庭等に対する医療費助成を引き続き行うとともに、中学生までの子どもに係る医療費助成の現物給付を実施します。〔健康国保課〕

【主な施策内容】

主な施策	母子	父子	寡婦
(1) 包括的かつ伴走型の相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ ひとり親家庭等の多様なニーズに対応し、支援が必要な家庭のサービスの有効活用を促進するため、ひとり親家庭の支援に取り組む関係機関等のネットワークを構築するとともに、民間団体や関係機関の緊密な連携による包括的な相談支援体制を整備し、伴走型の支援を推進します。〔再掲〕 	○	○	○
(2) 児童扶養手当の支給 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当（※1）等の制度の周知と円滑な事務の履行に努めます。 	○	○	
(3) 生活福祉資金の貸付 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活福祉資金の貸付けを通じ、低所得者世帯等の生活の安定と経済的自立を支援します。 	○	○	
(4) 母子父子寡婦福祉資金による支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 母子父子寡婦福祉資金の情報提供と適正かつ円滑な貸付を行います。 	○	○	○

<p>(5) 能力開発への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の親の主体的な能力開発を支援するため、資格取得講座の受講経費の一部を補助する自立支援教育訓練給付金事業を実施します。 看護師等の資格取得に向け1年以上修業する場合の生活の負担軽減のため、高等職業訓練促進給付金等事業を実施します。 <p>(6) 家計管理・就学支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ファイナンシャル・プランナーによる講習会や個別相談を実施します。 高等学校等就学支援金制度や高校生等奨学給付金事業の周知と着実な実施を行います。 高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親家庭の子どもを経済的に支援します。 <p>(7) 医療費の助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭医療費助成事業を引き続き実施するとともに、中学生までの子どもに係る医療費助成の現物給付を実施します。 	<p>○ ○</p> <p>○ ○</p> <p>○ ○</p> <p>○ ○</p> <p>○ ○</p>	<p>○ ○</p> <p>○ ○</p> <p>○ ○</p> <p>○ ○</p> <p>○ ○</p>	<p>○ ○</p> <p>○ ○</p> <p>○ ○</p> <p>○ ○</p> <p>○ ○</p>
---	--	--	--

【経済的支援の充実に関する指標】

	指標	現状値 (H30 年度)	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	目標値 (R6 年度)
(1)	困りごとの相談相手が「欲しい」と回答したひとり親世帯の親の割合 (%) 【再掲】	母子 28.7 父子 36.4	—	—	—	母子 17.7 父子 34.5	—

※1 特別児童扶養手当：精神又は障がいの状態にある 20 歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給する制度のこと。

6 被災遺児の家庭の支援の充実

東日本大震災津波により遺児となった子どもたちの家庭を支援します

【目指す姿】

東日本大震災津波によりひとり親家庭となった家庭が、経済的に安定し、充実した生活を送っています。

【課題等】

- 東日本大震災津波の発生により、本県では、多くの子どもの生活環境に重大な変化が生じました。
- 発災から9年が経過し、令和2年度で国の復興・創生期間が終了しますが、被災した子どもの成長に応じ、引き続き安定した養育環境を確保するための取組を推進する必要があります。
- 沿岸地域の子どもの多くは、震災そのものの心労に加え、環境の変化や被災生活の長期化などによる様々なストレスを受けていることから、こころのケアなどの支援が必要です。

【施策の推進方向】

- 被災した児童生徒へのきめ細かな支援及び学校復興のため、教職員の加配が必要な小・中学校及び県立学校に対し、継続的に教職員を加配します。〔教職員課〕
- 児童生徒の家庭環境等を踏まえた、指導体制の充実を図ります。
特に、子どもを取り巻く環境の調整を図るスクールソーシャルワーカーの配置や制度周知を図ることなどにより、学校と家庭、地域、関係機関が連携し、苦しい状況にある子どもたちを早期に把握し、支援につなげる体制の強化に取り組みます。〔学校調整課〕
- スクールカウンセラーの配置により、児童生徒の感情や情緒面の支援を行います〔学校調整課〕
- 地域産業や復興を担う人材を育成するため、就業体験の実施や高大接続改革に対応した大学進学講座等の開催など、沿岸地域の高校生一人ひとりの進路の実現を支援します。〔学校調整課、学校教育課〕
- 放課後子供教室等により、沿岸地域の子どもの学びの場づくりを支援します。〔生涯学習文化財課〕
- 震災により保護者を亡くした子どもの状況の把握に努め、子どもの成長に応じた相談支援を行います。〔子ども子育て支援室〕
- 沿岸地域の特別支援学校高等部の生徒等の職業実習の受入れ先の確保と就職機会の拡大のため、特別支援学校と企業との連携協議会等の連携の場を継続的に設けることや特別支援学校技能認定制度（※1）等を活用するとともに、職業指導支援員の配置を行います。〔学校教育課〕

- 震災により親を失った児童生徒等が、希望する進路を選択できるよう、いわての学び希望基金奨学金（※2）による就学支援を行います。〔教育企画室〕
- いわての学び希望基金を活用し、被災した世帯の高校生等への教科書購入費等の支給や、文化活動や運動部活動に励む被災した児童生徒の支援を行います。〔学事振興課、学校調整課、学校教育課、保健体育課〕
- 県立学校においては、震災により甚大な被害を受けた生徒にかかる入学選考料、入学料等を免除するほか、震災により被害を受けた児童生徒にかかる入学選考料、入学金、授業料等の負担軽減を行った私立学校等の設置者に対し補助します。〔学事振興課、教育企画室〕
- 震災により被災した学生の就学を支援するため、県立の専修学校等において授業料等の減免を行います。〔医療政策室、定住推進・雇用労働室、農業普及技術課〕
- 震災により住宅の全半壊など財産の損失があった場合や、生計維持者の失職等に伴い家庭の収入が震災前に比べ減少した場合に、被災者の経済的負担を軽減するため、市町村が行う保育料の減免に対して支援を行います。〔子ども子育て支援室〕
- 被災者の住宅再建を促進するため、住宅が全壊する等の被害を受けた被災者に対し、住宅の建設・購入等に要する経費を支援するほか、住宅の建設・購入等のため金融機関から融資を受けた場合の利子に対する補助を行います。〔建築住宅課、生活再建課〕
- いわてこどもケアセンター（※3）を拠点として、震災ストレスへの専門的な治療、児童精神科医や臨床心理士等の専門スタッフの確保・養成、地域の子ども家庭支援者への研修を一体的に実施し、被災した子どもや家族へのこころのケアを継続的に実施します。〔子ども子育て支援室〕

【主な施策内容】

主な施策	母子	父子	寡婦
(1) いわての学び希望基金を活用した奨学金等の支給			
・ いわての学び希望基金、大学等進学支援一時金の周知及び適切な支給に努めます。	○	○	
・ いわての学び希望基金教科書購入費等給付の情報提供と適切な支給に努めます。	○	○	
・ いわての学び希望基金被災地児童生徒文化活動支援事業費補助の適切な補助金の支給に努めます。	○	○	
・ いわての学び希望基金被災地運動部活動支援費補助の情報提供と適切な補助金の支給に努めます。	○	○	
・ 高等学校等就学支援金制度や高校生等奨学給付金事業の周知と着実な実施を行います。	○	○	
(2) 被災遺児の家庭の相談体制の充実			
・ 母子・父子自立支援相談員による相談や情報提供を行います。	○	○	

<p>(3) 被災遺児の家庭の交流事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災遺児の家庭の交流事業を推進します。 	○	○	
<p>(4) 被災遺児や家族へのこころのケア</p> <ul style="list-style-type: none"> いわてこどもケアセンターの巡回診療による精神的ケアを実施します。 	○	○	
<ul style="list-style-type: none"> 地域の子ども家庭支援者のスキルアップ等のための保育支援研修会等を実施します。 	○	○	

※1 特別支援学校技能認定制度：特別支援学校高等部生徒の働くために必要な技能や態度、意欲などの向上を図るとともに、企業や関係機関の生徒理解や実習及び雇用機会の拡大を図ることを目的に、技能認定を実施します。

※2 いわての学び希望基金奨学金：東日本大震災津波で親を失った児童生徒等が、経済的理由により就学を断念することのないよう、奨学金を給付します。

※3 いわてこどもケアセンター：東日本大震災津波で被災した子どものこころのケアや支援者への研修などを行うため、岩手医科大学に委託して実施しています。

第4 計画を推進するための役割分担と連携等

ひとり親家庭等の自立支援のためには、子育てや生活面の支援、経済的な支援、就業支援、養育費の確保など総合的に推進する必要があります。

これらの各種施策が効果的にひとり親家庭等に提供できるよう、行政と商工関係団体、民間団体等と連携を図ります。

1 国、県、市町村の役割分担と連携による支援

(1) 国の役割

国は、ひとり親家庭等に対する経済的支援など基本的な制度・施策の創設、施策の展開に必要な調査・研究の実施や普及・啓発等を行うとともに、都道府県や市町村に対する支援を行うほか、公共職業安定所等において、各種就業支援策を実施します。

(2) 県の役割

- 県は、第四次計画に基づき、計画的にひとり親家庭等に関する施策を実施するほか、市におけるひとり親家庭等自立促進計画の策定を支援し、円滑な事業実施に向けた支援に努めます。
- 市町村には、母子・父子自立支援員等による相談事業の実施、経済的支援の円滑な実施を支援するほか、これらに関する情報提供などを行います。
- 町村には、ひとり親家庭を対象とした自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金等事業により、職業能力開発の支援に努めます。また、市に対しては、これらの事業の実施拡充を支援します。
- 新たに設置する総合相談支援窓口が中心となって「ひとり親家庭等就業・自立支援センター」や市町村、公共職業安定所、商工関係団体等との緊密な連携を図りながら、就業支援を広域的に展開します。

(3) 市の役割

- 市は、児童扶養手当の支給と自立支援を一体的に行うことが求められています。
- また、母子・父子自立支援員を配置することやひとり親家庭等自立促進計画を策定するとともに、地域の実情に応じて、ひとり親家庭等の相談や就業支援の実施、さらに必要な情報提供などに努めることが求められています。

(4) 町村の役割

- 町村は、ひとり親家庭等を支援するため、子育て支援や公営住宅の優先入居等の事業を主体的に推進するとともに、自立支援に係る経済的給付等各種施策の情報提供を充実するなど、地域の実情に応じた事業の推進を図ることが求められています。

(5) 民生委員・児童委員の役割

- 民生委員・児童委員は、地域において社会福祉の増進に努めている方々であり、地域住民への相談援助を行うなかで、関係機関と連携しながら、ひとり親家庭等に対する訪問相談などのアウトリーチ（※1）型の支援を行っていくことが期待されます。

国、県、市町村及び民生委員・児童委員は、このような役割分担のもと、相互に連携を図りながら、計画的・総合的に施策を展開していきます。

2 民間との役割分担による支援

- 企業においては、ひとり親家庭等が仕事や子育ての両立ができるよう、子育て等に係る休暇制度や柔軟な労働時間の取得が可能となる規程等の整備、休暇が取りやすい雰囲気づくりなど、子育てにやさしい職場環境の一層の充実が求められています。
- 社会福祉法人やNPO等の団体においては、必要に応じて行政機関や相互に連携・協働しながら、ひとり親家庭等に対する子育て支援や就業支援等を行うことが求められています。
- 住宅を提供する民間業者においては、あんしん賃貸支援事業などにより、必要な情報の提供や住宅取得のための支援が求められています。
- 就業訓練や就業支援を行う民間機関等においては、ひとり親家庭等のニーズに対応し、就業に関する情報提供、効果的な職業訓練、就業する際の子育て支援など、福祉分野等と緊密に連携した取組が求められています。

このため、国、県、市町村及び民間事業者など、地域における福祉、雇用等関係者が一層連携し、効果的に施策を推進することが求められています。

3 計画の進捗状況の公表及び見直し

- 本計画の進捗状況については、毎年度、指標の達成状況、具体的な推進方策の取組状況を取りまとめ、公表します。
- また、「岩手県子ども・子育て会議」の意見や、経済・社会情勢の変化等を踏まえ、柔軟に計画内容の見直しを行い、実効性のある施策の推進に努めます。

※1 アウトリーチ：積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかけること。

○ 岩手県子ども・子育て会議条例（平成 25 年岩手県条例第 69 号）（抄）

（会長及び副会長）

第 3 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 4 条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第 5 条 子ども・子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

4 前 2 条の規定は、部会について準用する。

（意見の聴取）

第 6 条 子ども・子育て会議は、必要に応じて専門的知識を有する者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

（補則）

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

○ 岩手県子ども・子育て会議ひとり親家庭等自立促進計画部会委員・オブザーバー

会長	盛岡大学短期大学部 教授 大塚 健樹
副会長	岩手県社会福祉協議会・保育協議会 会長 稲田 泰文
委員	一般社団法人岩手県PTA連合会 副会長 浦田 学
委員	岩手県民生委員児童委員協議会 副会長 米田 ハツエ
委員	一般社団法人岩手県母子寡婦福祉連合会 会長 松本 笑子
委員	岩手県中学校長会 常任理事 村上 淳哉
委員	一般社団法人岩手経済同友会 専務理事 藤澤 光
オブザーバー	公立大学法人岩手県立大学 社会福祉学部 准教授 櫻 幸恵
オブザーバー	公立大学法人岩手県立大学 総合政策学部 准教授 堀籠 義裕
オブザーバー	特定非営利活動法人インクルいわて 理事長 山屋 理恵

○ 検討経過

令和元年9月27日	第1回岩手県子ども・子育て会議ひとり親家庭等自立促進計画部会
令和元年11月18日	第2回岩手県子ども・子育て会議ひとり親家庭等自立促進計画部会
令和元年12月20日	第3回岩手県子ども・子育て会議ひとり親家庭等自立促進計画部会
令和2年1月31日	第4回岩手県子ども・子育て会議ひとり親家庭等自立促進計画部会

○ パブリック・コメント（※1）の実施結果

1 意見の募集期間

令和2年 月 日（ ）から令和2年 月 日（ ）まで

2 意見の募集方法

3 意見の受付件数

合 計	提出方法別内訳			
	郵 送	ファクシミリ	電子メール	その他
件	件	件	件	件

4 意見の反映状況

反映区分	内 容	件 数
A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、プランを修正したもの	件
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、プランを修正したもの	件
C（趣旨同一）	意見とプランの趣旨が同一であると考えられるもの	件
D（計画の推進等に当たって参考とするもの）	プランを修正しないが、個別計画の策定及びプランの推進に当たって参考とするもの	件
E（対応困難）	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの	件
F（その他）	その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）	件
合 計		件

※1 パブリック・コメント：県の施策に関する基本的な計画等を立案する過程で、その計画等の案の趣旨、内容その他必要な事項を県民に公表し、これらについて提出された県民の意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する県の考え方を公表することで、県民の意見を県の意思決定過程に反映させる機会を確保する手続きのこと。

岩手県ひとり親家庭等自立促進計画(2020~2024)

令和2年 月

岩手県保健福祉部子ども子育て支援室

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

TEL019-651-3111 (内線 5456) FAX019-629-5456